

令和3年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

令和3年9月9日(木)

午前9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第68号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第69号 令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 3 議案第70号 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第71号 令和3年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第72号 令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 6 議案第73号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 7 議案第74号 損害賠償の額を定めることについて

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 江守勲君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君
- 11番 酒井和美君

- 1 2 番 酒 井 秀 和 君
- 1 3 番 朝 井 征 一 郎 君
- 1 4 番 奥 野 正 司 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
副 町	長	山 口 真 君
教 育	長	室 秀 典 君
消 防	長	坪 田 満 君
総 務 課	長	平 林 竜 一 君
防 災 安 全 課	長	吉 田 仁 君
財 政 課	長	森 近 秀 之 君
総 合 政 策 課	長	原 武 史 君
会 計 課	長	酒 井 宏 明 君
税 務 課	長	石 田 常 久 君
住 民 生 活 課	長	吉 川 貞 夫 君
福 祉 保 健 課	長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課	長	島 田 通 正 君
農 林 課	長	黒 川 浩 徳 君
商 工 観 光 課	長	江 守 直 美 君
建 設 課	長	家 根 孝 二 君
上 下 水 道 課	長	朝 日 清 智 君
上 志 比 支 所	長	歸 山 英 孝 君
学 校 教 育 課	長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課	長	清 水 和 仁 君

6 会議のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	竹 内 啓 二 君

～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに11日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

今定例会はクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、議場への入場には、マスク着用など新型コロナウイルス感染症予防にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第68号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 日程第1、議案第68号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願い致します。

これより第1審議を行います。

理事者から令和3年度9月補正予算説明書を頂いております。また、去る8月30日に詳細説明を受けておりますので、これらに基づいて十分なるご審議をいただきますようお願い致します。

最初に、財政課より補足説明があれば発言を許します。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） おはようございます。

それでは、議案第68号から第72号までの補足説明をさせていただきます。

補足説明は議案書及び追加議案書にも基づきまして説明させていただきます。

まず議案第68号令和3年度永平寺町一般会計補正予算から5件、議案第72

号永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの5件を一括して補足説明をさせていただきます。議案第68号永平寺町一般会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

議案書の追加資料をお願いいたします。133ページをお願いいたします。

歳入歳出補正額1億1,691万2,000円を追加し、補正後歳入歳出予算総額を87億4,765万3,000円とお願いするものでございます。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

142ページをお願いいたします。

款2総務費、目1一般管理費の委託料178万7,000円は、地方公務員定年を段階的に65歳まで引き上げるための本町における運用制度設計、例規整備のための委託料を予算計上してございます。

その下、目4財産管理費181万1,000円は、庁舎内外に視覚に障がいのある方を誘導するタイルの設置など公共施設のバリアフリー化を推進する費用として、また、目9防災費268万8,000円は、町民の方や施設利用の方へマスク着用や消毒の徹底の周知を図るため普及啓発品などの消耗品購入費用と、あと老朽空き家等の取壊しに係る補助金として予算を計上させていただいたものでございます。

143ページをお願いいたします。

款3民生費、目1社会福祉総務費、補正予算額175万6,000円は、子ども見守り宅食事業を実施予定の団体から申請がございましたので、予算を計上するものでございます。

その下、目6老人福祉施設費の459万4,000円は、やすらぎの郷に設置されている地下タンクが老朽化しているため撤去し、デイサービスセンター用の地上タンクを設置する工事費、また翠荘内事務所内にある自動火災報知設備の老朽化によります制御盤の取替え費用の予算を計上させていただいたものでございます。

その下段、款3民生費、目4児童福祉施設費、工事請負費3,500万円は、松岡東幼稚園の擁壁補強工事の費用として補正をお願いするものでございます。なお、財源といたしましては、3,300万円の合併特例債を充当させていただいてございます。

目5子育て支援事業費、工事請負費130万円につきましては、清流地区の新園予定地内にある木ノ下地区自主防災倉庫等の移設費として予算をお願いするも

のでございます。

144ページをお願いいたします。

款4衛生費、目3環境衛生費、節18負担金の上水道事業負担金2,685万円は、緊急事態宣言が続く中、町民の方の生活支援として上水道料金のうち基本料金及びメーター貸付料を3か月減免し、相当額を補填するため一般会計負担金として予算計上するものでございます。なお、財源といたしましては、コロナ感染症補助金を充当してございます。

下段にあります款6農林水産業費、目4農地費、節14工事請負費、県単土地改良事業700万円は、令和3年度県単の事業が当初より増額をされることから補正させていただくもので、財源としましては、県支出金を350万円充当してございます。

145ページをお願いいたします。

上段、款7商工費、目2商工振興費2,002万2,000円は、コロナウイルス感染症の影響により昨年と比較して売上げが減少した事業所に対し、事業継続に向けて応援給付金を支給するため、補正をお願いするものでございます。

その下、款8土木費、項2の道路橋梁費2つ合わせまして213万8,000円は、道路交通量調査委託料としての36万円、また、除雪体制を強化するため道路除排雪機械の購入補助として177万8,000円を補正させていただいたものでございます。

その下、款8土木費、目3下水道費、五領川公共下水道組合負担金への1,385万3,000円の補正並びにその下、繰出金1,373万8,000円の補正につきましては、下水道事業共同取組の一環として下水道・道路台帳整備を五領川事務組合において実施するため、委託料の計上から負担金として予算を計上する補正とさせていただいたものでございます。

なお、これらの歳出の財源といたしましては、国県補助金、前年度繰越金、町債を充当してございます。

また、土木費、住宅管理費129万8,000円は、老朽化した旧県営住宅が現存していることが分かりましたので、その撤去費用として予算を計上させていただいたものでございます。

以上、簡単でございますけれども、議案第68号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） それでは、令和3年度9月補正予算説明書、財政課長の説明

に對しまして質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「区切ってやるんでなかったん?」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) ごめんなさい。

次に、総務課関係、16ページを行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(平林竜一君) それでは、総務課関係についてご説明いたします。

16ページの左側お願いいたします。

今回、地方公務員法の一部改正によりまして、定年年齢が令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとなりますが、それに伴いまして、60歳に達する日の前年度、いわゆる令和4年度に60歳以後の任用、給与、退職手当等に関する情報を提供しまして、対象となる職員に対して60歳以後の勤務の意思を確認することが必要となってまいります。そのため、今年度中に制度設計等に係る作業を行いまして、条例制定に向けた準備が必要となることから、今回、補正をお願いするものでございます。

右側をお願いいたします。

工事の概要としましては、本庁舎につきまして、1階窓口を案内するための点字タイルの設置と、東庁舎につきまして、国道416号歩道からの誘導と身障者用の駐車ますを設置する工事です。身障者用の駐車ますにつきましては、既存建物の構造を活用しまして雨天時にも円滑に利用できる配置としております。永平寺支所につきましては、正面玄関前の階段及びスロープを含め1階窓口とエレベーターホールまでを案内するための点字タイルの設置工事でございます。

なお、計画に当たりましては、福井県視覚障害者福祉協会のご指導をいただきながら、町内のボランティア団体の皆様と現地立会いを行いながら配置計画をさせていただいたところでございます。

以上、総務課関係の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(奥野正司君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番(上田 誠君) じゃ、ちょっと質問させていただきます。

今、分かりました。永平寺と松岡のほうの点字ブロック等の設置ということで。

あと公共施設、特に図書館関係、いろんな方が出入りする公共施設があると思います。例えばえい坊館はたしか今もなってるかと思いますが、公民館等の施設または既存の、翠荘はたしかあったかと思ったんですが、ほかのいろんな公共施設、公民館であったり、またいろんなそれぞれの地区にあると思うんですが、それについての点字ブロック等、またそういうふうなものの調査、またしてないところについてはどのようにやっていくかという、そういう計画的なものはあるんでしょうか。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それぞれの施設を所管する所管課のほうである程度把握していただいていると思います。

上志比支所なんかも新しいので当然点字タイルは設置されておりますし、今議員おっしゃるような各施設、既に設置されているところもありますけれども、ないところについては、順次そういった工事をしていくという計画に、各所管課のほうで計画していただくことになると思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、福祉避難所の在り方のいろいろな審議会をしている中で、そういういろんな団体の皆さんからご指導いただいたりしているところもあります。去年は松岡公園のトイレが、やっぱりバリアフリーのほうがいいねということで早急に対応させていただいたり、今回もこういうふうな対応をさせていただいております。

これ、奥野議長が議員のときに、バリアフリーのさらに一步のユニバーサルデザイン、やはりその利用する人の視点でということで、今回も視覚障がいの協会の皆さんのご意見をお伺いしたり、もう一步先に行ったことができる。先日も町内の団体の方で、建設課やったかな、交差点の渡り方であったりそういったのも何が不都合なのかとか、そういったことも今一緒にやらせていただいておりますので、そういった視点を基に、これからも公共施設であったり町のインフラ、そういうものをしっかりできるようにしていきたいなと思っております。

○議長（奥野正司君） 上田君。

○2番（上田 誠君） ありがとうございます。

そういう形でそれぞれの、それも対応していくということであれば、ある程度その年次計画というんですか、そういう形でお願いしたいと思います。

交差点となると町単独でなくていろんな、道路維持管理のほうの関係もあると

思うんですが、それも含めてやっていただくのは当然あれなんですけど、できたらその年次計画みたいなのをある程度お示しいただくと助かりますので、またいつかの機会にお出しいただければと思います。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 1つは、定年延長の問題です。

今こういうことで予算出てきて、65歳まではということは今まで聞いているんですが、70までというのは詳しく内容を聞いたかどうかというのは、私はちょっとあまり覚えはないんですけど、だから具体的にどういうふうになっていくのかという詳しい説明というんですかね、基本的な考えをやっぱりどこかで1回示してもらった方がいいかな。

何ぜかという、例えばですよ、一つ私の思っていたりするの、再任用という形で60歳以上はするのか正職員としてかというのもあまりよく私は分かっていません。例えば、幹部職員になった人のみなのか一般の職員も含めてか。幹部職員になった人はそれなりの報酬も多かったわけですから、もうそういう道はないよというところもあり得るところもあるんですね。それがいいかどうかというのは分らないですよ。そこらも含めていろいろどう考えているのかというのを、どこかで1回きちっと示してもらった方がいいかなと思います。それが1つ。

2つ目は、いわゆる点字ブロック等の設置。

障がい者の団体と一緒にやるというのは、僕は非常にいいことやと思います。

ただ、町長も、ほかの施設も含めて全体として見渡していきたいということを行っているんですが、私はよう分らないですよ、福祉課の入り口のところには手すりがありますよね。でも普通、そういう手すりがもっと庁内のあちこちあってもいいのかなと、窓口としてあるところについては、それら、特に目の見えない人たちがその手すりに触っても、手すりにも点字の案内を貼り付けてあるとかということもあるので、そういうことも含めてこの際きちっと点検し直していかないと、やっぱり今の時代には乗れていかないと。特に庁舎が古いですからそこは、それと継ぎ足しというところもありますので、その辺も含めて分かりやすいように少しでもできるようにしていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、その辺どうお考えでしょう。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 定年延長についてですけれども、議員まさにおっしゃっ

たように、そういったことを、疑問に思っただけのことを今回、専門の業者の支援をいただきながら、永平寺町の実情に合わせて制度を新たに設計していくということですので、今回お認めいただいて、その制度設計していく途中でお示しすることはできると思いますけれども、現状では、国のその65歳まで延長するといったことを基本に永平寺町としてどういった制度設計をするかということを含めて今後作業を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、点字ブロックにつきましては、本庁舎で言いますと、やはりそのスペースの問題等もありますので、手すりをどういうふうに設置していいかどうかということも全て、ボランティア団体の方と現地を見まして今回計画をさせていただいたところです。ほかの施設についてもそういったところは確かにあるかと思っておりますので、今後またそういった現地確認をしながら、先ほど上田議員からのご指摘もありましたので、そういった計画は今後検討が必要かなと思っております。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 何分この庁舎、古いところがありまして、ハード的にもなかなかできないところ、ただ、皆さんに見ていただいてハード的に整備をさせていただいたのと、もう一つは、ソフト面、目の不自由な方が来られたときには、連携は取っておりますが、職員が1階に来て対応させていただこうという、そういう取決めもさせていただいておりますので、ハード面、ソフト面でそういったことをしていきたいのと。

また、新たに改修とか建てる、そういった建物はバリアフリーとかそういったのが当初から行われておりますが、もう一度そのバリアフリーが、先ほど申し上げました、利用者にとって本当に利用しやすいバリアフリーになっているかどうかというのは、やっぱり利用されている方の声をしっかりと聞きながら、改善できるところは今回のように柔軟に改善させていただきたいなというふうに思いますので、またいろいろなご指導よろしくお願い致します。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） これはあまり私が知らないのか知らんですけど、バリアフリーの問題で言うと、この本庁のほうには障がい者用のトイレっていうのは分かりやすいところがありましたっけ。松岡公民館にはそういうスペースを造ったことが1階のトイレ改修であったと思うんですが、そこはちょっと、もう待たできない条件づくりなのかなと思うんですわね。車椅子でも入れる。それは、例えば赤ちゃん抱えたご婦人方が育児しながら気軽に使えるということにもなりますか

ら、そういうことも含めて、この際1回点検をしながら、このコロナ禍ですから、そういうことも含めて予算の確保をして進めていただければと私は思っています。

それと、定年延長の問題ですけど、65歳というのは以前から言われているんですけど、最近70という話が聞かれるようになって、それへの対応をどうするんかというのちょっと分からん面もあったりするので、できたら、国の方針と町の基本的な方向だけでもまず1回どこかで示してもらおうとありがたいのかなというのをお願いしておきますね。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 国家公務員法に準じて地方公務員法も改正されておりますけれども、国家公務員法では65歳までの延長ということで、70歳までということとは現在のところはうたわれておりませんので、当町としましてもあくまでも65歳、2年に1歳ずつ、65歳まで引き上げるということで検討をしております。

本庁舎の身障者用のトイレですけれども、車椅子用のトイレと併せまして、そこにベビーベッド、おむつを取り替えたりそういった設備も整ったトイレは設置してございます。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 初めに、定年延長の件ですけれども、制度設計を業者に委託するというのがちょっと分からないんですが、要は、国は65歳まで段階的に2年に1歳延ばすということになってきて、各市町もやっていくということは知っているんですけれども、その中でどの部分を委託して、いわゆる町独自のことを何かやろうとしているのかどうかというのは聞きたいんですけれども。

基本的な考えは多分お持ちなんだろうと思います。お聞きしたいのは、これ人を選んで、あなたは65歳までとかという話ではないと思います。基本的には全職員65歳まで定年延長、それに関わる方々は延びていくということなんだろうと思いますけれども、それは多分、先ほど言われたとおり、給与の面、いろいろ福利厚生の部分も示しながら選択をしていくということなんだろうと思います。そうなりますと、選択した方については、当然60を過ぎていたら普通退職じゃなくて定年退職というような扱いをしていくというようなこととは聞いているんですけれども、その制度設計をお願いするというのはどういう部分をお願いするかというのはお聞きしたいのと。

2つ目は、このことによってかなり、いわゆる財政、人件費のところも相当な負担があるだろうと思いますけれども、財政当局としてはどのような影響があるのかというのは何か、試算じゃないですけれども、お考えされているところがあるんだろうと思いますので、その辺をお聞きしたいなと思います。

もう一つは、バリアフリーの件ですけれども、私、一般質問でさせていただいたSDGs、まさにそのところなんだろうと思います。ある意味、誰一人取り残さない持続可能な地域社会をつくっていくというところでは、当然早くやっていかなあかん部分だろうと思います。例えば庁舎内のいろいろな看板ありますよね。何課、何課とか、いろいろな来客者に対してのお伝え事とかというのはあるんだと思いますけれども、今は日本語だけなんかも分かりませんが、それも英語とかいろいろな形で変えていってどんな方でも分かりやすくというような、誰一人取り残さないという社会をつくろうというのがSDGsの考え方で、それにマッチしてるんだろうと思いますけれども、その方向も含めて少しお考えいただけたらなと思いますが。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 制度設計につきましてですけれども、いわゆる役職定年制の導入とか、管理監督職の勤務の上限、年齢を定めるといった新しい制度の導入ですとか、定年前再任用短時間勤務制、例えば60歳定年を迎える前に辞めたいという意思があった場合に、61、62歳になっても短時間で勤務ができるとか、そういった新しい制度の導入に向けて、それぞれ現状を把握しますと、永平寺町の現状に合わせたどういった制度設計が必要かということを経験者のコンサルにお願いしながら、各自治体の情報ですとか関係省庁の情報とかを取り入れながら、そういったことを参考にしながら、支援をいただきながら例規をつくっていくと、条例化をしていくという内容でございます。

あと、それに伴う人件費ということですが、国のほうから示されているのは、役職定年、管理職になって役職は外されるとなると、給与に関してはその給与の7掛けということが示されておりますけれども、実際に全体として人件費がどうなるかというのは正直まだ何にも、今から制度設計するところなので、把握はできていないという状況です。

あと、バリアフリーに関しましてですけれども、確かにそういったSDGsの考え方というのは当然必要だと思いますが、今回に関しましては庁舎の点字ブロックということを中心に、優先させていただいて、そういった表示等も含めて今後

十分検討をしていく必要があるのかなとは思っております。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 外国人の方の対応につきましては、今タブレットを導入していますので、通訳アプリを職員が柔軟に使えるような、そういった研修をしながら対応できるようにしていけたらなと思いますし、案内看板につきましては、どこか1か所そういった、英語になるのかどうか、そういったことはちょっとまた設置はしていけばいいかなというふうに思っております。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） このことについての財政的なのということでございますけれども、今現在も、60歳定年迎えられた方につきましては、再任用制度で残る方と会計年度任用職員として残られる方と二通りございます。今回は65歳まで定年延長ということでございまして、先ほど総務課長おっしゃいました給与の7割程度になりますと、当然今の再任用の給与よりも若干高くなるかなと。

ただ、年間、例えば退職者数がどれだけ、ちょっと数があるか分かりませんが、例えば3人とか4人とかという形であれば、それによりまして1,000万増えるとかそこまで大きい金額で増えていくことはないのではないかとということで、多少のその費用の負担は増加するとは思っておりますけれども、かなり大きい費用が発生するというふうにはあまり考えていないというのが現状でございます。

○議長（奥野正司君） 滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 大きい費用って、要は60で定年退職されていた方だと、補充で新しい人を入れるというのかなり差が出てくるんだろうと思うんです。そういうふうな意味では、今おっしゃったよりもちょっとかかってくるんでないかなと思ってるんです。

それと、当然このことになりますと、今までの人事採用計画ですか、人事適正管理計画、あれも見直すということになるんだろうと思いますけれども、それも含めて委託するという形になるんですか。そこは独自で考えていくということになるんでしょうか。

それともう1点。再任用と会計任用職員ってちょっと分かりにくいんですけれども、今どちらかおっしゃられましたよね。再任用になるか会計任用、そのの違いだけちょっと教えていただけたらな。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 人事計画につきましては、当然町のほうで計画を立てていきます。先ほど申しましたように、その定年を、令和5年度に60歳を迎える方の前年度にそういう給与とか雇用とかいろんな情報を提供しまして、60歳以降も勤務する意思があるかどうかということを確認する。例えば令和4年度に59歳の職員にそれを確認するという形になります。それを毎年繰り返していきますので、今、暫定的だからそのときに、例えばですけれども、60、定年過ぎても勤めないという方も中にはいらっしゃる可能性もあります。それをその前年度にその意思を確認するということで、そういったことを把握しながら人事計画を立てていくという形になろうかと思えます。

あと、再任用と会計年度任用職員ですけれども、再任用はあくまでも正規職員の常勤職員が一旦定年、今現在では60歳ですけれども、1年単位で再度任用するという意味で常勤職員をそのまま1年単位で雇用を継続するという意味です。会計年度も一年一年の雇用なんですけれども、我々と同じような身分は有しますけれども、あくまでもその違いというところ、給料であったりとかパートタイム、フルタイムの違いがあるとか、そういった勤務体系の中で違いは出てきますけれども、あくまでも再任用でいうと常勤職員を対象にする、会計年度任用職員というところ……。

○町長（河合永充君） 25年以上勤めてないと再任用はできない。

○総務課長（平林竜一君） そうですね。再任用は勤続年数が、25年以上勤めてないと町の条例では再任用の資格がないという要件があります。

会計年度任用職員というのは、もともと給与体系が違いますし、本町でいう常勤職員の1級の給与表に基づいて雇用するというのが基本になってきます。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

なければ次に、補正予算説明書17ページから18ページ、防災安全課関係を行います。

補足説明。

防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 続きまして、防災安全課関係の説明をさせていただきます。

説明書17ページをお願いします。

左側の防犯対策事業費11万3,000円につきましては、自治会が設置する防犯カメラの補助申請が当初計上していましたが6地区から7地区に申請がありま

したので、1地区を増加する不足分11万3,000円をお願いするものでございます。

次に、右側の防災対策事業の116万1,000円につきましては、空き家等の取壊しに係る補助申請が当初見込みを上回る申請がありましたので、その不足分として、委員の報酬1万8,000円と空き家の解体の補助金114万3,000円をお願いするものでございます。

特にこの解体補助金につきましては、老朽空き家が7件申請があり1件増、準老朽空き家の解体が6件申請があり4件増となっております。空き家の解体数につきましては、平成30年で5件、令和2年度で7件、今年度が13件と年々、町民の要望は非常に高くなっております。この背景には、空き家の増加と、また所有者が適正に管理ができなくなっていることなどもあり、また昨年度からは準老朽空き家の補助も開始しまして、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす前に解体を検討している方が増えているような状況で、今後この需要は増えてくるのではないかと考えております。

次に、18ページ、新型コロナウイルス感染症対策の80万9,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の促進を図るため、各施設や公用車に「マスク着用」「手洗いの徹底」と書いたコロナ感染症対策啓発の横断幕、懸垂幕、ステッカー等の購入をお願いするものです。これにつきましては、歳入はコロナ感染症の交付金を充当しております。

以上、防災安全課の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありますか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） できたらどこかで、どこの物件とかどこにかというようなことも付け加えてほしいというのを前に全協でも言ったんですが、そういうような表なんかもあればどこかで出していただきたいと思います。今、答弁するかどうかは別として。

18ページのいわゆるコロナ感染の啓発の条件づくりということで横断幕などのあれが出ているんですが、啓発の仕方全体をどうしていくかということについてはやっぱり考えているのかなというのは、ちょっと心配です。

特に教育の分野でどうなるのかなというのは最近話されている問題ではないか。若い人、小学生、中学生が、最近はワクチンの集団接種というのがないため

に、コロナだけではないですよ、予防接種を受ける率が随分下がっていると。よく話題になるのが、風疹などの予防接種受けていないとか、はしかの予防接種を受けていないということがあるんですね。教育の中でそういうことをどうしていくかということと、例えば風疹に妊娠中にかかると耳が聞こえなくなる障がい生まれるとか、はしかは大人になってかかると、要するに子種がなくなる可能性があるとか。最近ではコロナの問題でも、やっぱり高熱が出れば子種がなくなるということを医師らの間では言われているというのが報道されてますけど、そういう、どうなるのかなというようなことも教育の中で、これ一応言っているかどうかというのは分からんですが、僕はやっぱりそういう教育も含めて、一定、予防接種の意義、位置づけというのはどこかで示していかないと、知らないまま過ぎていくことのほうが怖いと私は思ってるんですが、いかがでしょう。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） まず、空き家等の件数というか詳細につきましては、まだ個人名とかもありますので、もう少し何々地区とかそういった形でまた検討していきたいなと思ってます。

あと、啓発につきましては、様々なホームページとかフェイスブックとかでもやっていますし、あらゆる媒体を使って今の感染症対策の徹底を図っていきたいという思いで計上させていただきました。

以上です。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回のこのコロナの啓発につきましては、私もまちの中を走ってますと至るところに「マスクをしましょう」とか、あれは本当に、改めて今はそういう時期なんだなと町民の皆さんに認識していただける大切なことだなと思っております。

それと、学校のこと、今回も一般質問でいろいろ質問いただいている中で答弁させていただいておりますが、現場、教育委員会、本当に毎週のように集まっているいろいろ考えていただいております。なかなか皆さんに伝わらないのであれば、ぜひ委員会のほうで校長先生との話合いの場を持っていただいて、現状というものを確認していただけたらいいのかなというふうに思いました。

それと、うわさ話でワクチンでどうこうというのも金元議員がおっしゃられましたが、ここでそういったお話をされますとそれが本当のように伝わってしまいますので、そういったことが事実、そしてSNS上とかいろいろうわさ、これ

は本当なのかどうなのかというのをしっかり発信してほしい。これ町も努めておりますし、県のほうもそれに心がけていますので、ワクチンを打つことのメリット、デメリット、それを正確に伝える。また、SNS上、またいろんな方がうわさで言っていること、それは違いますよとか、そういったことをしっかり伝える対策は、県、町も近隣市町と一緒にやってしておりますので、その中でやっぱり若い皆さんの接種率が上がってきたのもそういった誤解が解けたところもあるのかなとも思いますし。

もう一つ、昨日ちょっとネット上にも出てきたんですが、県外の学校の先生が「皆さん、ワクチン打ちましたか？」って言ったことがちょっとネット上では問題になっているといいますか。強制ではない、本当に一人一人の意思の中で希望する方が打っていく、こういったこともしっかりと考えながらやっぱりしていかなければいけませんので、そういった点でも教育現場はいろいろな角度で考えて対策を打っていただいておりますので、その辺のご理解をよろしくお願いします。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 僕は、もう学校では集団接種はなくなったと言ってるんですね。要するに、個々人の意思に任されたワクチン接種になっているというのは原則です。そこは言うつもりはないですが、ただ、風疹やはしかの問題について言うと、それはこれまでも実例で示されている状況がありますので、それは示しました。

ただ、町長が今言われましたように、どこか教育の中でワクチン接種のメリット、要するにそういう風疹とかはしかとか、コロナはまだ科学的に検証されている途中でしょうから、それ以外のことでやっぱり起こり得る条件については、どこか教育の中でワクチンの接種との関係も含めてきちっと示しておくことは、僕はそれが大事なんでないかなと思ってます。現に僕らは、いわゆる聾啞者って言われている人たちとの接触というのは、こういう仕事をしている関係で非常に多い時期もありましたけれども、そこらは本当に大変な思いをしているところです。だからそういうことを考えると、やっぱりどこか教育の中で位置づけて話される、子どもたちにとっては学びの場があってもいいのではないかなと私は思っているところです。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） そういったしっかりとした情報を伝えることは教育委員会とも私はしっかり話をしておりますし、県のほうにも伝えてありますので、そうい

った正しい情報が伝わるような体制、これは学校だけじゃなしに住民の皆さんにも併せてできるような体制を引き続き頑張っていきます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 空き家の解体のことについてちょっと。

税制関係なんですけど、空き家を壊して更地にした場合に固定資産税が恐らく上がると思うんやね。建てておいてそのままに置くのと、壊した場合のというのは、何か計算されたことありますか。今急にはあれなんで回答は後でも結構ですけど。

そうなると、壊したくても、壊すと固定資産税が上がるから壊さないということもある。今日も朝、ちょっとテレビで報道もされましたけど。そういうような場合に、町としてこういう空き家解体を推進するならば、そういう固定資産税の、減免とまではいかなくても、優遇措置というんですかね、何か年間はするとかという、そういう制度をつくるということもこの老朽空き家の解体の促進にもつながるのではないかと思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（奥野正司君） 税務課長。

○税務課長（石田常久君） まず税額的に、住宅が建っている場合の住宅用地から更地になった場合ですけれども、200平米、俗に言う60坪程度までの場合で申し上げますと、住宅が1軒建ってる場合、全て小規模住宅用地ということで、評価額に対しまして6分の1になりますので、十五、六%が課税標準額ということになります。それを更地にした場合は評価額の70%ということになります。そうしますと、6分の1と70%ということですので、税額に直しますと、約ですけども4.2倍ぐらい。ですから、1万円の税金がかかっていたんであれば4万2,000円程度に土地の分としては膨らんでくると。家屋の分はもちろんなくなるので安くなりますけれども、土地だけでいうとそのような状況になってきます。

あと、優遇制度のほうについては、特定住宅制度というのがございますので、そこらで該当してくるかどうかにによって適用条件が変わってくるというふうな形になります。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 今ほど、そうなるのでずっとほっとくとかというお話がありましたけれども、ずっと放置していきますと、町のほうでは特定空家に

認定ということで、そこで解体の勧告とか指示とかそういった形になっていきます。

今ほどちょっと話しさせていただいたんですけど、準老朽空き家の解体というのがありまして、皆さんにも大分周辺環境に悪影響を及ぼすということがありますので、まだ本当に朽ち果てているような段階じゃない段階から皆さんもちょっと取壊しにかかっているような今は状況ですけれども、町のほうではそういった状況だと思って対策をしています。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 特定空家に認定されますと税制は空き地と一緒な、建物が建ってましても空き地と一緒な税率になりますので、また準空き家の場合は、どっちかというやっぱり地元の皆さんから、段階的には特定空家に近づいていくということでそういったことを啓発させていただいて、「空き家になった場合はこうなりますよ」とか「近隣にこういうふうな要望が来てますよ」と伝えながら、前もって解体をしていただく。そういったために今行っております。

それと、もう一つ問題になりますのが、建物と地面の所有者が違う場合、こういったのもいろいろ課題があったり、また建物にいろんな権利が設定されていたり、そういったこともありますので、いろいろな法律にのっとってやっていく。また、準指定空き家につきましては、これは町が前もってそういうふうになる前から啓発をしていくというふうなことで進めさせていただいております。

○議長（奥野正司君） 防災安全課関係につきまして、ほか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 今回の空き家の件ですけれども、今回の補正で空き家ということと、それから準老朽空き家というこの2つがあるんですけれども、当初予算では準老朽空き家は6件で、今回4件の増加ということですが、先ほどの話になろうかと思うんですけれども、今後やはり準老朽空き家の申請が増えるような状況下、そこら辺どう見ておられますか。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 当初、準老朽空き家は2件、それが4件追加で6件になっています。先ほど言いましたけれども、皆さんも今、空き家によって、そこにはいらっしやらない方が大多数なんですけれども、ほかの人に迷惑がかかるということもあります。朽ち果てる前の段階で、まだ老朽空き家になる前の準老朽という形の中で今後そういったことで増えていく。ちょっとこの数字だけを見

ているところもありますけれども、増えていくような思いをしております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これ何度も申し上げてますが、準老朽化の建物、これは町が決めるのではなしに、そういった検討会、そこに法律家の方とかそういった方々が、ここはもう特定空家ですねと、そういった審査を基に町が決めてからこの補助申請を受けるという、そういった形を取ってますので、今、準特定空家のみんながというわけには、それはちょっといきませんので、そういった案件について、ちゃんとした審査を通してやっているということもご理解ください。

○議長（奥野正司君） ほか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今の空き家の件ですけれども、非常に数字が伸びているということはいいことだろうと思っはいるんですけれども。これ実際にいろんなパターンあるんだろうと思いますけど、こうやって申請してなったというのはいろんなパターンがあるんだろうと思いますけど、要は、そういう補助事業があるからお話をしに来てそういうふうに至ったというものが多いのか、それとも、いろんな地域の人から老朽していて危ないというような話を聞かれて相談に来られたのかっていろんなケースあると思うんですけど、主にどんなケースが多いのかということと、それに基づいてちょっとPRの方法も変わってくるのかなと思って質問させていただきます。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） これは、5月の広報で老朽空き家の解体の周知をしています。やはりそういったホームページとか広報とか出すと、そういった形でまず問合せが来て、私らがそういった調査等をして検討委員会にかけていく。大部分はそのような形でございます。

もちろん問合せがあったときには、建設課のほうで空き家の調査をしてあるのもありますので、そういったものを見ながら、またそれを基本にしながら調査をしております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 空き家についてはこれまで町の大きな課題になっておまして、いろんな課で、また皆様からもいろんなご提案をいただく中で、撤去もし

くは空き家の有効活用、またいろんな紹介、こういったことで各課を挙げて連携を取りながら進めさせていただいております。

建設課のほうでも、コロナですけど、年に2回は専門家を呼んでそういった相談会を開いたり、また通学路とかそういった中での危険な空き家、こういったことはやっぱり地元からの要望もありますし、また私たちも見回る中で地元の皆さんとちょっとお話を進めていく。

ただ、この空き家については財産権という大きな権限がありますので、まずは地元の皆さんと私たちとで地権者の方、そこをお願いに行く、またこういう制度がありますよというのを啓発をしに行く、そういった地道な努力はこういった件数が増えてくることにつながってきてますし、また、地元の皆さんの空き家に対する、廃屋に対する意識というものも併せて高まってきてるかなというふうに思っていますので、また引き続きいろんな角度からこの空き家対策については進めたいと思います。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 空き家の問題で言いますと、やっぱり地域、特に集落、周辺地域ですと本当に空気が悪くなるというんか、見た目も悪くなって、「いや、この村は」と言われる口実になったりするということをちょっと感じています。

ただ、雪を前に本当に老朽空き家がいつ崩れるか分からんというときに、町への申請を待っていてもどうもならないので、村の人たちでいろいろ話しして先にしましたというのが前にあったんですね。それには補助金は、潰しただけですけど、先に壊したんやからもう補助の対象にならないということを町が言われたことがあるんですね。だから僕は、地域の人たち本当に困り果ててそういう対応をしたので、それらにも何らかの形で少し支援するというのも、災害への事前の対応ということもありますから、ちょっと考えてもいいんじゃないかなと思ったこともありました。その辺ではいかがですかね。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、壊されてから申請があった場合、それをしますと、また、ほかのいろんなエリアで審査会を通さずにそういったことが起きると、この補助の公平性というものが、そこが駄目と言ってるわけじゃないんですけど、そういった場合はぜひ相談をして、まずは相談をしていただいたときにお話をできるのかなと思います。

ただ、これいづれにしましても、その地権者さん、また所有者さんの同意、ま

たその人の申請でなければ、ひょっとしたらその人の思いじゃなしに勝手に壊してしまって後から訴訟につながったり、そういったときに町が補助金を出していることがどう判断されるのか。こういったこともありますので、先ほど申し上げましたこの空き家につきましては、やはり資本主義のこの日本の繁栄の基本であります財産権、これが認められてることで大きく信用、信頼がなっております。これをどういうふうクリアしていくかということが大切ですので、またそういった場合は事前に相談をいただく。それはできないというのははっきり言わせていただきますが、そういうことかなとも思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つ、もう1個課題になってるのが、所有者がもういない、放棄されてないというのを、追いかけても見つからない。そういったのが、老朽化が結構進んでいるのがありますので、そういったことも今新たなといいますか、どういうふう検討していくかというのは喫緊の課題になってきてるかなというのも今感じております。

○議長（奥野正司君） 金元議員、55条でもう3回目になっております。

○4番（金元直栄君） 老朽家屋のやつは初めてなんですよ。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今の件は、たしか前の話の中ではページもありますが、案件ごとということもあったかと思っておりますので。それはまたちょっと置いとしまして。

私、ちょっと質問。廃屋の件はいろいろ確認いただきましたので、私は今回あれと違いますが、18ページの宣伝のところですが、横断幕、ステッカー、マグネットは、これ見ると四十何か所ということですので、公用車であるとか公共施設だろうと思うんですが、この枚数というのはどういうところから出てきたのか。例えば公民館にはこういうのをするんだとかいう話があるんじゃないかなと思うんで、できたらちょっと知らせていただくといいと思います。というのは、先ほど言いましたように、各地域地域には公民館等もあります。だからそういうふうなところの公共施設というのはそういう形で貼るんだよというふうな形が1点、そういうふうなことをぜひお願ひしたい。

もう1点は、防災のときに各家に安全のあれ作りましたわね、無事というのを作りましたね。ああいうものも、やはり個別の家で対応できるときに、自分たちの意識高揚のために必要なんじゃないかなというふうには私は思ってます。昔、旧

永平寺町のときなんかでも、男女共同参画のときにはそういう魔法の言葉って3つあったんですが、そんなのは作って冷蔵庫にぺたっと貼れるように、粘着でできるようなステッカーを作って各家に配布したとか。それは冷蔵庫を開けるたんびに見えるということもあってね。

だから、今ほどそれぞれの高揚をするのであれば、こういう横断幕、当然それは必要ですけど、各家々に対してのそういうステッカーを作っても、1枚100円で作ったところで6,000軒でそれほどめちやくちやあれでもないし、今回のコロナの対応で予算的に措置できるのであれば、やはり各家々の各個別のところでの対応もぜひ考えていただければと思いますので、ちょっと確認をさせていただきたい。それとそれぞれのところね。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 今の啓発用の物品についてですけれども、横断幕とか懸垂幕につきましては、皆さんが少しでも目につくようなところで大きな施設に設置しております。

あと、マグネットは、先ほど言いました公用車に設置しております。

ステッカーにつきましては、各課にちょっと紹介させていただきまして、今の松岡公民館であったりとかB&Gとか皆さんが集まる場所、今のコロナも上がったり下がったりして、やっぱり下がったりしたときに気の緩みとかが出てくると思いますので、そういったところで公民館活動とかそういったところでちょっと啓発、また上がっていかないようにという思いで設置しているところです。

また、各家庭にというところですが、そこはまたちょっと検討させていただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

11番、酒井君。

○11番（酒井和美君） 防犯カメラと空き家のほうの補助金は、補助金の一覧のほうで申請は7月30日までということで拝見しましたので、7月30日まで、また来年ということになりますか。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） どちらも7月30日締切りで広報とかをさせていただいております。特に空き家等の解体につきましては、昨年もちょうと大雪とかがありましたので達成できないところもありまして、7月30日を締切りとさせ

ていただきました。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。——はい。

暫時休憩します。

換気対策を含めて15分まで休憩します。

（午前10時03分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、総合政策課関係、補正予算説明書19ページを行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） それでは、総合政策課関係についてご説明いたします。

説明書の19ページでございます。

コミュニティ会館整備支援事業89万8,000円につきましては、殿村区より集落センターの補修に関する要望がございましたので、要綱の規定により補助金額を補正するものでございます。

今回の要望にございました補修の内容につきましては、集落センターのはりの補強と外壁の塗装でございます。会館の維持のため必要な補修であると町のほうでも判断しております。区より提出のありました見積書269万5,000円の3分の1、89万8,000円を計上させていただくものでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ、次に住民生活課関係、説明書20ページから22ページを行います。

補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） それでは、住民生活課関係の補足説明をさせていただきます。

説明書20ページをお願いします。

左側でございますが、窓口の番号システム装置を購入しましたが、その財源を一般財源から新型コロナ交付金の財源構成をお願いするもの。

右側でございますが、会計年度職員の任用につきまして、4月任用予定だったのが5月任用になったことから、その報酬と手当の減額並びに任用した職員の通勤に係る費用弁償の増額をお願いするものでございます。

21ページをお願いします。

左側の環境衛生事務諸経費ですが、まず委託料で野良猫去勢手術につきまして、当初、雄2頭、雌2頭で予算をお願いしてございましたが、今既に雌3頭の実績があることから、今後の見込みも含めまして増額をお願いするものでございます。

工事請負費でございますが、アラレガコ生息地石碑の案内板の設置を追加したいということで、その費用の増額をお願いするものでございます。なお、この費用につきましては、県の補助金の交付がありましたので、それを充当するというふうに考えております。

右側の生ゴミ処理容器事業でございますが、当初5件を見込んで予算計上をお願いしましたが、今既に5件の申請がございます。今後の見込みも含めまして増額をお願いをするものでございます。

22ページをお願いします。

清掃総務事務諸経費におきまして、粗大ごみ回収でのタイヤにつきましては業者に処分をお願いしてございますが、当初見込んでいた本数を春の2回の粗大ごみの回収で本数が達しており、秋の粗大ごみ回収でのタイヤ処分料が不足することから増額をお願いするものでございます。

以上、補正予算説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ、次に福祉保健課関係、説明書23ページから24ページを行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、福祉保健課関係、4件お願いいたします。

23ページ左側、社会福祉事務諸経費ですが、コロナ禍における子どもの見守

り体制強化のために昨年度から事業を行っております。令和3年度においても新たに事業者を募集したところ、1事業者から申請がありました。令和3年度は2事業者で活動しております。主に独り親家庭の見守り強化というところで、現在約40世帯のお子さんを対象に事業を展開しております。不足する分について175万6,000円を増額補正するものです。

右側のやすらぎの郷施設管理諸経費ですが、上志比地区のやすらぎの郷、CAMU湯と上志比デイサービスセンターのボイラー用として設置されていましたが地下タンクですが、タンク内部の塗装などの補修が必要になってきましたので、そういう時期になりましたので考慮したところ、CAMU湯の廃止は以前にしております。今回、上志比デイサービスセンターだけの利用となりますので、地上タンクだけで十分賄えるということでございますので、地下タンクを撤去して新たに地上タンクを設置するということでございます。今後の地下タンクの管理費については必要なくなるということでございます。

24ページ左側、翠荘施設管理諸経費ですが、事務所内の設備の管理制御盤の部品の劣化により機能が発揮できなくなり、点検の際に機能が発揮できないということになっておりますので、今回取り替えるものです。火災報知器の機能上は問題ございませんが、今後の管理のために設備を取り替えるということでお願いするものです。220万の増額となります。

右側の健康福祉施設費、ウォータークーラーの入替えということで18万4,000円を計上お願いしております。町の備品として配置しておりますが、故障によりまして入替えをお願いするものです。現在、指定管理の更新に向けて現在の管理者と今後について協議中でございますが、今回のウォータークーラーについては要望が高いということで早急をお願いしたいというものでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、酒井君。

○11番（酒井和美君） 子ども見守り宅食支援事業につきまして、今回、デルタ株の感染が拡大している段階でこのように団体数も増えて配食できるような世帯数も拡大していること、すごく素晴らしいことやと思っております。

その中で、前の団体さんの場合は上志比地区中心にというお話だったんですけども、今回またそういう地域が拡大しているという部分はあるんでしょうか。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 令和2年度の事業者さんにおいては主に上志比地区で、一部事業を展開する場所において永平寺地区の方もお見えになっているということです。令和3年度の提案のあった事業者さんは主に松岡地区で展開しておりますし、一部永平寺地区の方もお見えになっているということは聞いております。

特に感染防止対策については十分注意していただいて、こちらのほうも備品等は提供しておりますし、非常に丁寧にご協力いただいていると思っております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 子ども見守り宅食事業、23ページのやつ、今質問されたやつですが、前は上志比中心にやられていた、今度は松岡を含めてということですが、実際その要望なんかは増えているのか。それと、1団体がこの永平寺町全部をやるのか、区分して幾つかの団体でやるのか、そういうふうなことも全体としてちょっと示していただくとありがたいのかな。

もう一つですけど、24ページの温泉のやつ、指定管理のいろいろ見直しを行っているということですが、いわゆる備品とはいえ、あの施設なんかでいろいろ不都合があったことを改修するときには、50万以下については業者が持つという契約ではなかったのかと私は思ってるんですが、それが計上されているのはどうしてなのか。また、施設そのものは向こうが設計したとはいえ町が建てた施設ですから、町のものだと思うんですね。幾ら町の備品として置いてあるといっても、施設そのものが町のものでしたら、それは契約どおりにすべきでないかと率直に思うんですが。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、宅食の事業展開ですが、先ほども申し上げたとおり、1事業者さんは上志比地区を中心に、永平寺地区の方も含めて事業展開している。今回提案のあった事業者さんは主に松岡地区を中心に展開している、永平寺地区の方も一部利用があるということです。

募集に当たっては、事業者さんと事前に協議はしまして、できれば今回について新しくやる分については松岡地区を中心にというところをお願いをしております。主たる事業所の位置の関係上、近隣の対象となる方、利用を希望する方が来られるということがございます。特にどこの地区の方はご遠慮くださいというご

案内はするつもりはございません。主に近隣の方が来られるという見解でお願いをしております。

それから、禅の里温泉の備品についてですが、当初のオープンのときから備品については町のほうで購入して、貸与に近いような形で事業展開していただいております。ウオータークーラーについても町の備品として配置したものでございますので、今回は町のほうで購入して設置するという判断をいたしました。

50万の指定管理契約の中では、通常の管理も含めた中での修繕ということが判断されます。利用状況から判断して、上限が50万ということでお互いの契約に至っていると思います。備品については、その50万についてはちょっと当てはまらないなということで判断しております。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 子ども見守り宅食支援事業ですけれども、いろいろ聞いていると、子ども食堂に似ているのかなと思っていて、そういう形態ではないやり方をしてるのかなと思ってるんですが、いわゆる今までやられていた団体に新たに加わったということは、規模が町全体としては拡大すると見ていいのかなと思いつつ、全体像があまり見えてないので、もう少し分かりやすくしていただくとありがたいし、どういう形ですみ分けしていくのかということもできたらどこかで示していただくとありがたいと思っています。

さらに、ウオータークーラーの問題で言うと、そういう契約していながら、備品については町で購入して貸与しているからって、あの施設も指定管理という形で貸与しているんでないですか。使用料はもらってないですけど。これ使用料ももらっているというなら別ですけど、それはどういう規定やったんでしょう。僕、あまりよく、そういうことで契約から外れる内容で出てくると、ちょっと理解に苦しむところはあるんですけど。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、子ども食堂の点でございますが、明確なすみ分けのところは我々は想定しておりません。それぞれの事業者さんの特色もあろうと思いますし、そこを利用したいということであればご利用いただくということでよろしいかと思っております。

対象者としては、主に、独り親家庭、支援が必要な方、世帯、要対協の登録児童等々と要綱にはうたっておりますけれども、対象となっているというところが明確に分からないようにするという配慮も必要だと思っておりますので、議員お

っしゃるとおり、対象が明確じゃないというところもあろうかとは思いますが。あえてそういう体制を取っているというところもご理解いただきたいと思います。

それから、禅の里の備品についてですが、備品として設置しているものであって、それを含めて指定管理料というのも設定しているわけですし、その部分の利用を差し引いた指定管理料ということで恐らく当時指定管理料が算定されているというふうに思っております。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 子ども見守り宅食支援事業につきましては、これは本当に地元の方、このやられる方が地元の子どものために何をしたい、そういった思いでやっています。ただ、町としましては、やっぱりエリアでの調整とか、また申請、そういったことでいろいろしますが、ここの国の補助100%になりますが、地元の子どものため、また子どもたちのために何かしたいというふうな気持ちにはしっかり応援していきたいなとも思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 子ども見守り宅食事業について、私は本当にこういう事業はボランティアであることが大事なのかなと思っています。もともと子ども食堂というのは、国の支援とかそういうのは全く関係なしに、こういう格差社会と言われている中で食にあぶれているというんか、なかなか足りつけない大変な子どもたちがいるというところで、見るに見かねて始まった事業。それを国が後追いで支援をするという形になってきていますから、それはそれで大事なことだと僕は思っています。そこはそう理解しているつもりです。

本当に、いわゆる上志比中心の活動だけでなしに、新たな団体も含めて旧松岡中心にやっていただくということは大事なことです。ここはどのような形であれ、例えばほかにまた子ども食堂的なことを直接やられる人たちも出てくる可能性もあると思うんですね。そこは、僕は本当にいろんなことでこのまちに住む人たちが格差のないような子どもたちの生活支援ということでは第一に取り組んでいただいてほしいと思っています。

温泉の問題についてはいろいろ言われるんですけど、やっぱりうーんという感じですね。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） では、お願いいたします。

まず子ども食堂、本当に大変いいことだと思います。ただ、私どもがちょっとお願いしたいのは、今どういう状況なのか、要は子どもたちをこうやっているのがそれぞれの地区に対してどうなのか。例えば、先ほどおっしゃっていたのは40世帯ぐらいが対象の方だということもおっしゃっていました。ほんでそのところの経緯とか今現在の実情なんかも、何かでお示しいただけると助かると思います。数値的なものだけでも結構ですので。今後はそういうようなところもやはり見てかなあかんと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほどデイサービスのボイラーのところ地下タンクということで、まだほかに地下タンク的なものがある、それを今は定期点検とかやっているかと思うんですが、今後そういうものが、今は割と地上にするというのが多くなってきていると思うんですが、いろんな改修ごとにやっていると思うんですが、あと地下タンクがここにある、利用状況も含めて今後どうなのかというのがもしも分かったらお示しいただきたいと思います。

それから、24ページのところ、これは多分、主装置というんか盤のところの、一番最初の盤だけの交換じゃないかなと思うんですが、これは受信機であって発信機、いろんな個別にそれぞれついてるものについては、たしか今の説明では取り替えないよというふうな形でおっしゃっていたんじゃないかと思うんですが、できましたら全体、トータル、例えば工事費が幾らで、その細かい内訳がもしも何か示されるものがあつたら、いつでも結構ですのでちょっと示していただければと思います。

それから、健康福祉施設は、私もちょっとどちらかというと金元議員のほうに賛成なんです、指定管理のところの管理する状態が、例えばあときには、ポンプとか大きな倉庫については当然町のあれでやっていきますが、いろんなことをするのなら、全ての備品の、今後いろんな交換をする、極端なことを言うと、それについては全部町が見ますよということであつて、維持管理のところというんか、その50万までの補修というのがどういうところもあるのか。なら仮に、ほんならこのシートがめくれたらそのシートを補修するんだよという場合とか、シートなら全部張り替えるとなつたら、それは町の持ち物だからという、その線引きというのもある程度はしておかないと、どこまでが備品でどこまでが管理対象のものなのかというのが明確じゃないんじゃないかと。たしかあときにいろんな形でリスク振り分けのところがあつて、マル・バツのところがあつて、今後

はいろんな形でリスクを負ってしまうんじゃないかと私は反対したんですが、そこら辺りも含めて、もう一度そこら辺りの線引きもやっぱりきちっとしないといけないんじゃないかと思っておりますので、そこら辺りのご見解をお願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず地下タンクですが、現状では福祉保健課所管では、上志比デイサービスセンターとやすらぎの郷のところについては今回撤去する、それから翠荘については以前にバイオマスボイラーを設置したときに撤去しております。隣の松岡デイサービスセンターがございますが、これはボイラーの容量自体で時期時代の灯油の使用料がかなりかさみますから、どうしても地下タンク方式でないと駄目だということで、今回もちょっと修繕をしております。あと、永寿苑についても同様です。毎日の風呂は灯油ボイラーでたいしておりますし、灯油の量から判断しても地上タンクではちょっと賄い切れないなというところでしたしか地下タンクを設置していると思っております。そこについてはもう一度確認させていただきますけれども、1件だけは撤去するという状況でございます。

それから、子ども宅食事業についての数値的なものとおっしゃいますけれども、月々報告はいただいておりますので、また委員会のときにでも報告できるチャンスがあればと思っておりますが、よろしければ、ぜひ活動状況なんかを見に行っていたくのもよろしいかと思っております。またお手伝いいただくのもよろしいかなということをお思っております。

それから、翠荘の制御盤については、今聞き及んでいるのは、火災報知器の点検をする、その際に信号を受信する、発信するところのスイッチが劣化している、新しい代用部品はないというところが大きな原因で入れ替える必要があるということをお聞いております。実際の火災報知器、各所に置いてある火災報知器が反応しないということではない、集中制御するところの装置の劣化ということで聞いております。詳しい設計内容までは、申し訳ございません。今回はお示しできないのでお許してください。

それと、温泉の指定管理の件でございますけれども、明確な線引きということはお確かに必要ですね。当初については必要だったと思っておりますけれども、これまでも何度も申し上げてきましたが、当初の想定とは、温泉の成分であったり、来客の状況であったり、今回のコロナ禍であったり、かなり条件が変わってきていると思っております。当初配置した備品を使用して営業を続けていく、備品か消耗品か

何かというところについては明確に分けられております。配置したものについては町の備品台帳に記載されておりますし、その部分の入替えについてはこちらのほうで当然町が負担すべきだと思っております。修繕について必要な場合については、当然そこに必要な管理が伴いますので、適正な管理だったのか、ちょっと不都合な管理やったのかというところの明確な線引きというのは非常に難しいと思っておりますし、その辺の中での50万という修繕費の設定だと思っております。ですから、今回については町が当然負担すべき備品の入替えということでお願いしたいと思いますし、次期以降、10年たちますので、次回の指定管理の設定については、またこれまでの経験を踏まえて新たな項目を設けていきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） よろしくお願ひします。地下タンクについては、今の福祉課所管でなくてほかの所管もあるかもしれませんので、ぜひそこら辺りはお願ひしたいと思います。

24ページの主装置ですが、例えば、年1回必ず点検をしています、その報告書が来ています、その報告の中に誤報とかいろんな形の不具合があったのかどうかというのが1点。そういうところは、きちっと確認をしているのか。そして、例えば設置されて何年たっているか。多分、あれは設置してから1回も交換していないと思ひますから、20年か30年たっているんじゃないかなとも思ひますが、そこら辺りのところをぜひ、できたら対応の明確さもやっぱり出したほうがいいんじゃないかと思ひています。

というのは、当然、点検したときにその点検報告書が上がってきます。点検報告書の中で、例えばこういう誤報がありました、こういうところが不良になってきました、だから2年後、3年後にはある面ではその経年変化も含めて必要ですねというふうなところのきちっとしたそういう中から、今現在、壊れて交換せなあかんというわけじゃないんでしょう、これは。例えば、壊れてしまいました、それが今実際働いていません、またはいろんな仮の設備をしています、だから今はこれをつけますというんじゃないでなくて、経年変化の中で交換ということだろうと思ひますので、そこら辺りの見極めも僕は必要じゃないかと思ひます。

それから、あとのもう一つのウオータークーラーのところですが、例えばこのウオータークーラーが今現在壊れているのか。また壊れたとなつて、例えば、先ほど言ひましたように、修繕でこんだけかかりますと、その修繕のところは、仮

にですよ、先ほど50万以下のところを事業者がそれを修繕のときの費用として払うくらいなら、言葉は悪いですよ、新しく買い換えましょうというふうな発想なのか、そこら辺りもあるので、やはり指定管理の中で修繕費50万円のやつは修繕費という形で見ているのであれば、そこら辺りの修繕も含めて見ていたのかどうか、やはりそこら辺りの線引きというのが私は大事なんじゃないかなという意味でその線引きというのは必要じゃないかというふうな見方を要はしてもらったので、ぜひそこら辺りも今後検討していただかなければいけないと思うので発言をさせていただきます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 6年前に永平寺支所でぼやが出ました。また2年前に大きな火災があった中で、永平寺町としてまず公共施設の管理、こういう火災とか人命に関わること、これをしっかりしていこうという中で、消防のほうで査察をしていただいた中でいろんな指摘事項をいただきます。その指摘事項というのはやっぱり最優先案件ということで、今回もちょっと補正の対応になりましたが、その結果が出てきたので早急にということで、そういった判断基準で今させていただきます。

やはり6年前にそういった火災があったこと、また町内で大きな火災があつて消防のほうもいろいろな企業さんとかに啓発を、また査察をしている中で、役場もしっかり見本となるような対応をしていくということで、今年度も査察をしていただいた結果、今こういうふうにさせていただきます。生涯学習課も何か今回予算入っています。それもこういった関係ですのご理解をお願いしたいと思います。

せっかくやで、消防長。

○議長（奥野正司君） 消防長。

○消防長（坪田 満君） ただいまの消防用設備の件につきまして、各町内の施設、担当課のほうから消防用設備等点検報告というのが消防署のほうに提出があります。その内容を予防課のほうで確認しまして、不備箇所があれば、それにつきまして書面で各課のほうにお戻しします。それで不備の内容、大がかりなものから簡易なものもございます。それで、今回みたいに自動火災報知器の制御盤ということで大がかりな改修という形になります。その面につきましてどのような改修がいいのかということをお打合せをさせていただきます、時期的なこともあります。

それで、今回の翠荘の制御盤につきましては、感知、あと作動のほうには問題

がないということは確認しております、今回の補正という形で改修という話を担当課のほうとさせていただきました。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 火災報知器については、今お答えいただいたとおり、毎年の点検の結果で今回修繕をお願いするということでございます。

それと、ウォータークーラーの件ですが、9年たっております。これを、議員おっしゃるとおり、修繕すれば確かに18万4,000円以下で直るのかもしれませんが、ただ、9年たった備品について果たして、仮に10万円近い修繕費をかけて修繕するほうがいいのかどうかという判断は当然出てきます。議員おっしゃるとおり、明確な運用というのも必要ですけれども、ケース・バイ・ケースの運用というのも必要だと思います。9年たっている劣化したものを修繕するのか、新たに入れ替えるのかというところで、今回は18万4,000円かけて新たに入れ替えるという判断をしたものでございます。どうかよろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私、今の火災報知器があかんと言っているのではなくて、今みたいな形できちっと点検をした上で、査察もしながらいろんな報告書が上がってきている中からきちっと対応。今回はたまたま補正に上がったけれども、そういう経年変化も含めて、当初の中できちっとその計画でやっていますよというのをぜひ明確にさせていただくという意味で言わせていただいたので、ご理解いただきたいと思います。そういう形でぜひ点検については、いろんな報告書が上がってきますのでぜひお考えいただきたいと思います。

それから、先ほどのウォータークーラーの件ですが、これはいろんな考え方があるかと思いますが、私自身は、9年、10年たったんで古いんでということであれば、それはもうそれも致し方ないとは思っていますけれども、ただ、その備品というんか、先ほどちょっと例を挙げましたけど、めくれたからどうのとかそういう修繕のところは、ある程度私は線引きが必要だと思いますので、ぜひそういう見方でお願いしたいと思います。それは自分たちのところで新しい中で10年か15年たったら、その交換も必要だねというふうな一つの線引きをぜひつくっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（奥野正司君） ほか。

12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） 今の24ページ右側の件で確認だけさせてください。

今、9年経過しているのということなんですが、そもそもこのウオータークーラーの耐用年数というのは大体どれぐらいなのかというのを知りたいなど。今後も、だから大体9年から10年のスパンで購入していくという可能性があるのかなということをおもいましたので、お願いします。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） こういった備品については、恐らくというか、税制上の減価償却という期間が適用されると思います。本来でいけば5年程度かなというのが推測ですけども、メーカーの保証とかその辺になってくるとまた別の解釈が出てくるとおもいますけれども、今、禅の里がオープンしてから9年たっております。当然に償却期間は済んでいるということでご理解ください。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 1点お願いをいたします。

23ページの子ども見守り宅食支援事業についてであります。これって子ども見守り宅食ですから、主は子どもを、例えば貧困とかいろんな家庭の事情等々の中で子どもを守っていきこうと、見守っていきこうという事業なんだろうと思えますけれども、月に数度、食事を持ってお伺いすることなんだろうと思えます。

そこでいろんな気づきがあったところについては、その後、町のほうにいろんな報告が来て、そこから町がそういう家庭のところに動いていくという仕組みになっているのでしょうか。例えば、家庭で虐待があるようなことがそこで分かったということになると、どうつなげて、どういうふうになっていくのでしょうか。そうなりますと、かなりプライバシーとかいろんなところもありますので、こういうことをするというのは、やっぱりある程度、知識というんですか、そういうのも必要なのかなと私どもは思ってしまうんですけども、そういうふうなことまでは求めませんよという何か線引きがあると思うんですけども、その辺教えていただけますか。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 専門職を配置するとか、そういった要件までは求めておりません。あくまでも一般の地域の中で見守っていくということが主体にな

っています。

毎月の状況については、一応補助事業でございますので定期的な報告はいただきますし、仮に虐待事例というのが見受けられる家庭の把握があった場合には、当然に福祉保健課または子育て支援課、要対協のほうに連絡が入る、しかるべき専門機関がその後別個に対応するという流れはできております。ですから、毎月の宅食については宅食なりで家庭訪問してくださいねというメニューもございますし、週1回の学習支援的な対応もしております。その中の接触の機会の中から異常というか、そういう生活の環境の変化が把握されれば、行政のほうに報告いただいて専門機関に対応するという流れでは十分に対応できていると思っております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、子育て支援課関係、説明書25ページから26ページを行います。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） それでは、子育て支援関係の補足説明をいたします。

説明書の25ページの左側をお願いします。

児童手当支給事業854万1,000円につきましては、令和2年度の児童手当交付金の精算に伴いまして、国庫分及び県費分の超過分の返還金をお願いするものでございます。

右側をお願いします。幼稚園・幼稚園リフレッシュ事業3,640万円につきましては、松岡東幼稚園の施設の安全確保を図るために擁壁補強工事工事請負費の3,500万と、幼稚園・幼稚園施設の突発的な修繕に対応するための修繕料140万をお願いするものでございます。

なお、東幼稚園の擁壁工事につきましては、当初3,000万という説明をさせていただきましたが、議会からの提案もございました石積みの東側のほうも対応をするということと河岸浸食の対応もということで、その点を設計に踏まえまして500万が増額となりまして、3,500万円の計上とさせていただいております。

続きまして、説明書の26ページの左側をお願いします。

子育て支援事業、委託料16万6,000円につきましては、家庭での子育て

が一時的に困難となり、一時的に施設利用をする方の増加が見込まれるため、夜間・短期入所事業委託所への委託料をお願いするものでございます。

右側をお願いします。新園整備事業、工事請負費130万円につきましては、新園を整備する町有地内に松岡木ノ下地区の自主防災倉庫と消火栓ホースの格納庫などがありまして、これらの近隣のすこやかパークへの移設に伴う工事費をお願いするものでございます。

以上、子育て支援課関係の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、酒井君。

○11番（酒井和美君） 25ページ左側なんですけれども、精算に伴う過年度返還金なんですけれども、例年、毎年12月補正のほうで出てきて、大体その44万とか26万とか78万とか、そんな金額だったんですけれども、今年ちょっと850万ということで、国、県からの歳入金額は例年とそう変わらないというところですごくこの減額している分、決算成果表のほうにあった支給対象が77人分減ったということが原因なのかなと思うんですけれども、原因はいかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 854万1,000円の返還金ですが、3歳以上中学生就学前の第3子、1万5,000円分の延べ1,250人が第1子、2子、1万円分のほうに重複していたという形で交付申請を行いまして、その金額が交付されたという形で、重複のミスということで今回そのような形となってしまった。今後は気をつけたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 1つは、25ページの右側の幼稚園の擁壁工事です。今回、石積み、河岸浸食への対応としてプラス500万ということで、私、東幼稚園のその場所での改修については反対の立場を取っていきます。ただ、そこに居座る、まあ居座るという言い方は。そこで存続するということを決めたわけですから、そういう意味ではしっかりと擁壁工事なんかはしてほしいと思っています。私も指摘してきたところです。

ただ、どういうふうになるのかなというのは、それなりのやっぱり工事の内容を図面で1回どこかで示していただければ、前もどういう方法でやるかというのはしました。どこまでどういう形で、どこがこういう形でということを知るように示していただくとありがたいのかなと私は思っています。

2つ目は、26ページの左側、子育て支援事業の、いわゆる家庭での子育てが一時的に困難となりということでの計画の問題ですけど、実際にどのような場合か、現状はどういう状況なのかということをもう少し分かるように示していただくとありがたいですが。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 擁壁の工事につきましては、全協なり特別委員会で資料を示させていただいているとは思いますが。

ルートパイル工法などという説明をさせていただいておりますが、それ以上の説……。

○4番（金元直栄君） どこまでルートパイルでやっていて、どこが張りつけ……。

○子育て支援課長（島田通正君） それも資料に、延長も全て書いてあります。

もう一つが、夜間・短期入所につきましては、いわゆる今現在、昨年度までは利用者おりませんでした。今年度からショートステイ、ご家庭の親御さんがどうしても体調が悪いといった場合にお子さんを児相なりそういった施設に預けるために、今回予算を要求させていただいたものです。今のところ、1家族がちょっと、毎月三、四回ほど利用させていただいておりますので、その金額を計上させていただいております。

○議長（奥野正司君） ほか。

○4番（金元直栄君） はい。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） それなら、新たに加わった工法なんかどうなのかということが分かるようにだけでもいいですから、示していただければと——工事内容ですね——思います。

それと、26ページの、子育てが一時的に困難となりということですが、こういう制度があるというのを、僕は、非常に大事なことで、やっぱり周知の問題なんかでも非常に、それをするだけでも意義があると思うんやね。子育てしやすいまちということが一つのきめ細かな施策ということもありますので、できたら多くの皆さんがこういうのを知っていただくと本当にありがたいのかなと。どう考えても今の条件で、雇用条件、福井県は割といいんだと言うんですけども、働

く内容について言うと、細切れの状況で複数の仕事に就かないと生活が確保できないということもあり得ると思うんですね。そんな状況を考えると、本当に困ったときにこういう制度がありますよというのをもう少し、皆さんに知られているだろうと思うんですけれども、もっとメジャーになるような知らせ方も考えてもらえるといいんじゃないかなと私は思うんですが。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 擁壁の工事につきましては、ルートパイル工法とコンクリートの張り込んだような形で進めていきたいと思っております。

また、短期入所の広報ですが、ホームページ並びに広報紙では当然お知らせをさせていただいております。並びに、子育て支援センター、園、そして児童館のほうにも来客された方には、チラシというのを作成しておりますので、そのチラシを引き続き来庁された方には配布していきたいと考えております。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 25ページの右側の幼児園・幼稚園のリフレッシュ工事、東幼児園の擁壁について質問させていただきます。

3,500万をかけて工事をするということなんですけど、果たして本当にこれで安全なのかなというのがあるんですけれども、町としては安全ということで考えてらっしゃるのだろうと思うんです。というのは、東幼児園に関して言いますと、公共施設である幼児園がその地区の方の避難場所になり得ていないんじゃないかと。

というのは、ちょっと前に東幼児園、町は近くにありますが民間施設さんと災害時の避難所の協定を結ばれたというのが広報紙で載っておりました。ということになってくると、東幼児園そのものが町民のための避難所にはなれない、公共施設でありながら避難所にはなり得ない。工事をして、果たして今度はその安全を確保して、地域の皆さんにとっての避難所となり得るべき措置が取れているのかというのをお聞きしたいのと、もしそういうふうな措置が取れているのであれば、今度は民間の企業さんとそういう協定を結ばなくても別に問題はなくなるんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これまで議会、また委員会とは一つ一つお話をさせていただきながら進めてまいりました。先ほど委員会の中で、あそこの場所の地盤はどう

か、それを金元議員が委員会の中で言われて、町もすぐ対応をして、400万円
で調査をしてこういうふうな結果になりましたということでした。下の石積みの
ところが、それは前には目視では問題ないというのをいただいていたんですが、
皆さんそれでは不安だということで400万円で調査をさせていただいて、そし
てその結果、下にパイプラインがありますのでパイル工法、こういったことで対
応をさせてほしいということです。

このパイル工法については、やっぱりどうしても高くなってしまいますが、例
えば越坂での崖のを止める、これも一緒な工法で、ここでは2年間で7,000
万円ほどの予算をかけてやらせていただきます。東幼稚園も現に今子どもたちが
いますので、しっかりと対応する。これは議会の思いだと思います。こういった
のを町もしっかりと受け止めまして今回のこの予算を持たせていただいて、さら
にまたハザードマップでいろいろご提案もいただく中で、浸食、これについても
対応をさせていただくということで、より強固なものにするためにプラス500
万円の予算も持たせていただきました。これはしっかり議会の声を聞かせていた
だいて対応している予算だと思っております。

その中で、長岡議員、このいろいろなプロセスの中で、あそこの上から昔、何
か土砂崩れがあったとか、ここがもしこんな場合はどう対応するんだとかといっ
たこと、突発的な大雨のときに、1,000年に一度とかそういったときにどう
対応するんだというご提案もいただきました。町としては、いろいろなハード的
な、物理的なものでも対応しますが、周りを見渡したときに、当時、長岡議員の
質問では、公民館まで避難するにはちょっと遠いのではないかという質問もあ
った中でいろいろ周りを見渡したときに、あそこにちょっと高台で、3階建てか
な、4階建てのちょっと高めの建物もある。じゃ、その提案をいただきまして、
町としましてもその提案を大切に、いざというときにさらにもう一段、何か
あったときのためにとなないろさんとお話をさせていただいて、気持ちよく、「そ
れは地元のことでですので受け入れさせてもらいます」と。この前も訓練をさせ
ていただきましたが、そういうふうに松川議員も見えていただきまして、私たち
の想定以上に早い移動もできてよかったなというふうに思っております。

この協定につきましても、議会、また長岡議員からの提案をいただいた中で、
じゃ、さらにもう一段高めていこうという思いで、この協定、避難の活動をさせ
ていただいておりますので、その辺はご理解をいただきたいなというふうに思
います。

○議長（奥野正司君） ほか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） では、2点お聞きします。

まず、嫌みになるかもしれませんが、25ページ、こんだけの金額の説明のときに、1回も当初からそういう話がなかった。本来ならば、こんだけ1,520名の違いが出たんなら、当初こんだけの返還ができた理由は、やはり当初、説明のときからきちっと言っていたいただきたいのが1点。よろしくお聞きしたいと思います。

私は思うのは、1,520名といたら大きい数ですね。当初予算のときに当町の、例えば小学校の1子、2子、3子も含めてやったときに1,520名も子どもがぼんと一挙に増えているわけですよ。重複しているということは。それがなぜその時点であれなんですか。手作業なのか。今は全部コンピュータでいろんな処理してやっているんだらうと思うんですけども、そこら辺りの確認の、どうしてなのかというのが1点と、今後のその防止策というものをお聞きしたいところです。

それから、26ページ、これは私も大変いいことだらうと思うし、今回、9か月と、あと今年度の方で突発的に家庭の事情でなったということだらうと思います。これは子どもを育てる家庭、今ほど言いましたように、町が子育て支援のまちだということなので、非常によいことだと思います。

ここで1点、これのPRは全般的に、こういう補助なりいろんな扶助も含めて応援していますよというのは一覧表で当然お伝えしていると思うんですが、やはり今後、いろんな形でもうやっているとは思いますが、例えば各幼稚園に入所するときにはこうこうやという一覧表をお分けしていると思うんですけども、そういうふうな個別なやつ。それから、子どもさんが大きくなるときには保健師さんの関係で健診がありますね、いろんな形の何歳児健診とか、そういうときにもきめ細かくそういうふうなところのPRもぜひお聞きしたいなというふうに思います。当然やっていると思うんであれなんですけど、そういうことも含めてPRの仕方も、やはり個々に行き渡るようなこともぜひ、やっていると思いますが、よろしくお聞きしたいというふうに思っています。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 児童手当の返還金につきましては、人数につきましては、議員さんおっしゃるとおり、機械でチェックをかけますが、国への申請

のときに人数が重複してしまったという点で町でのチェックミスということで、今後、このようなことがないようにしっかりとチェックで対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それと、短期入所につきましては、今後ますます皆様に周知ができるような形で、いろんな説明会とかがあったときにしっかりとPR、チラシがございますのでしっかりとチラシを配ってPRをしたいと思っております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほか。

上田君。

○2番（上田 誠君） ここで、個々のPRもあれですが、私、もう一つ言いたいの、仮にですよ、仮にある程度いろんな、そのご家庭の事情というのは、社協さんとかいろんなところがつかんでいるのであれば、そういうところの個々にもやはりお願いしたい。それは子育て支援課だけじゃなくて、福祉課のほうとかそういうところの連携もぜひやって、大きくPRとかいろんなチラシも当然大事ですが、このところも大事だよという意味でちょっと言ったので、その2点もぜひ今後ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 松岡東幼稚園の擁壁の補強工事、今回、もたれ式の工法ということで石積み部の施工をしましょうという500万アップの予算計上になっています。この石積み部のもたれ工法というところでちょっと確認させていただきたいと思っております。

擁壁のときに、補強工事にこのもたれ式というのを検討されたんですけども、芝原用水に干渉するという、それから大型の機械での施工が困難であるということでルートパイル工法に選定したと。これ擁壁の部分ですね。石積みの部分にこのもたれ式の工法、これ、芝原用水の干渉とか、それから大型機械の施工というところで当然確認しておられると思うんですけども、そのことについて説明していただきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 石積みのもたれ式工法につきましては、当然九頭竜川出張所とも協議をしておりますし、施工の許可もいただいておりますし、中部局につきましても工事中は工事車両が入るという形で全て関係機関とは協議を

しております。

○10番（川崎直文君） 大型機械とかっていうのは。

○子育て支援課長（島田通正君） 大型機械につきましても問題なく、そこは通れる
ということです。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） 26ページ右側の自主防災倉庫及び消火栓ホース格納庫の
移設なんですけど、これによって、結構距離離れると思うんですけど、消火活動
とかそういったところは問題はないか、万が一のときにも大丈夫かという確認だ
けさせていただきます。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 倉庫の移転につきましては、当然区長さん及び地
区の自主防災会長さん、消防の方にも確認してこの場所でオーケーだという了解
を得まして、今回、移設のほうをさせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ、暫時休憩します。

20分より再開します。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、農林課関係、説明書27ページを行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） それでは、農林課のほうから2件補正をお願いいたしま
す。

ページは、27ページをご覧ください。

まず、左側でございます。農業費、農業振興費、担い手育成事業ということで
環境保全型農業補助金についての補正でございます。これにつきましては、当初
よりも取組面積が増加したため、その増加分を補正するものでございます。当初
計画、取組面積としましては2.874が3.522アールになりました。取組

事業費としましては306万9,000円となりまして、当初予算は244万3,000円でしたので62万6,000円の増加ということになります。

これにつきましては、増加額62万6,000円の2分の1は国庫補助、4分の1が県費補助ということで、48万5,000円が財源として充てられることになります。

右側をご覧ください。

右側でございますが、県単土地改良事業ということで、当初、県単土地改良事業は1,000万円の配分を県からいただいておりますが、配分額が700万増加になるというところで、県単事業として地区から要望をされておりましたもの1件と、令和3年度中に新たに地区から要望があった緊急性の高いもの、金額も200万を超えるものにつきまして、新たに県単事業として700万増額補正をさせていただくものでございます。件数としましては2件でございます。

これにつきましては、2分の1を県より350万の補助金を財源として充当をいたします。

以上です。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 前にもちょっと全協で説明されたときに聞いたんですが、どこでどんな事業をやるのかということ、少しやっぱり分かりやすくどこかで示していただくとありがたいと。

○議長（奥野正司君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 県単土地改良のことでよろしいですね。

○4番（金元直栄君） いや、両方。

○農林課長（黒川浩徳君） 環直ですか。環直につきましては、件数的に7件の増加でございます。うち4件が農事組合法人、あと1件が転作組合、そのほかにつきましては個人さんによる取組になります。ただし、助成金につきましては、永平寺町特別栽培米生産部会という部会に対しての補助金になるということでございます。よろしいでしょうか。

県単土地改良につきましては、増えたものは諏訪間の用排水路と山王地区の用排水路でございます。諏訪間のほうは優先順番的に今年度の当初予算の施工を見合わせた分でございます。緊急性が高いものという説明をいたしましたものは山王

のところの用排水改修事業でございます。また、当初に見ておりましたのは、上志比地区でございますけれども、市荒川の用排水路と浅見地区の用排水路でございます。これにつきましては優先、順番でずっと、順番が来たので昨年度から取組をしているものでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、商工観光課関係、28ページ、説明書の補足説明を求めます。

○商工観光課長（江守直美君） 28ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策事業として2,002万2,000円を補正要求させていただくものでございます。内容としましては、新型コロナウイルス感染症が長期化しているということで、町内事業所への事業継続の応援給付金ということで、県が実施しております福井県中小企業者等事業継続支援金の上乗せ補助として実施したいと思っております。

内訳につきましては、給付金が200件を見込んでおりまして、1事業所当たり10万円の2,000万円、それと振込手数料2万2,000円となっております。

こちらの事業におきましては、まず今年度、4月から国のほうが、今年度の売上と前年度または前々年度を比較して50%減少している事業所への支援ということで、中小企業に上限20万円、個人事業所に10万円、月に振込をするという支援を行っております。福井県におきまして新型コロナウイルスの拡大が深刻化してきたのを受けまして、県のほうが6月補正で同じような条件で給付金を行って、現在も引き続き行われておりますけれども、それに応える形で永平寺町におきましても9月補正で要求させていただきたいと思っておりますのでございます。

以上、商工観光課関係の補正説明とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、酒井君。

○11番（酒井和美君） もう少し詳しく聞かせていただけたらうれしいなと思っております、それは県の中小企業者の事業継続支援金の上乗せという形で出されるとい

うことなんですけれども、この申請期間、7月26日から始まって12月末までというところで、この対象者としては、これに、県のほうに申請された事業者さんに対して行われるという考え方になるんですかね。その給付までの流れみたいなものをお教えてください。

○議長（奥野正司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 県に申請をされている方をまず基本としてさせていただきますと思っています。

申請の流れにおきましては、今、要綱を作成中ですが、10月ぐらいから申請受付を始めまして、県のほうが12月28日が申請締切りというふうになっておりますので、振込をされた実績を確認させていただきまして、必要な資料は省かせていただきたいと思いますと考えております。

こちらのほうも、町としましても申請受付期限を設けますので、県の実績が確認できない場合はそういうふうな、同じように50%落ちているものを添付していただければ、こちらのほうでも審査させていただきまして、該当となれば振込をさせていただきたいというふうな流れで行きたいと思っています。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） これ私は前から言ってたんですが、ちょっと確認のためにまず第1は、県は1件幾らの支援をするのかということが一つ。

もう一つは、県の申請で交付された人に対してのみと言うんですが、町独自に上乗せでやる事業ですから、町内の、いわゆる県に申請したりいろんな申請書類が複雑でもういいからと言う人たちに対して町独自に支援をするということは、これ独自に上乗せやるんですから、そういう支援をするということはないんでしょうか。そこは大事ではないかなって思ってるんですが。

○議長（奥野正司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） まず、県のほうは1事業所10万円ということで、永平寺町と同じ金額でございます。

それと、2つ目のその他のということで、そちらのほうは昨年も同じような事業継続応援給付金10万円の支援をさせていただいておりますが、そのときに結構な事務量が発生しましたので、今回は県の給付金に上乗せした形というふうに説明をさせていただきましたが、原則そちらで確認できれば資料は省くということで、今議員さんおっしゃいましたとおり、50%減少しているという状況が見込めれば取り扱っていききたいというふうには考えております。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、今回、町内のアンケートも取らせていただいた中で、本当に売上げが落ちたところ、また売上げが上がったところ、あまり変わってないところ、今年1年たちまして、業種によって明暗が分かれてきております。こういった中で、今、県のこういう支援があります。まずこの県の支援を受けられるところは本当に大変な状況になっている、そういったところをさらに町は支援していこうというのが今回のこの応援の趣旨です。

それともう一つ、ほかにはというのがありますが、今回専決でお願いいたしましたアンケート、これもアンケートの結果なんですけど、コロナ禍の中でもっと意欲ある投資で次につなげていきたいという声も多くありました。それで4分の3補助の上限40万円をしております。それと、時短要請が始まっておりまして、飲食店が受ける影響というのは物すごい大きいと思います。これに合わせて、ただ、こういう緊急事態とかいろいろな、ちょっとまだ自粛が必要なときに打つのではなしに、ある程度、国、県の方針が変わった時点で町が飲食店とか観光業者に何か支援できるやり方がないかというのも関係団体と話をさせていただいております。この経済支援はいろいろな方面で考えながら進めていくことが大事ななというふうに思っておりますので、町の状況を取ったアンケートの結果、こういったことを踏まえながら、また関係団体と話をしながらしっかり進めていきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） これは福井県の中小企業者等事業継続支援金、要するに事業継続の応援給付金というところに僕は意義があると思うんですね。本当にいろんな業界、売上減の中で、言い方によると、「事業の規模によって差があるから、一律10万円って何や」と言う人もいらっしゃるんですが、ぼくは、まあまあ確かにそれはスズメの涙やって思ってる人もいるかしらんけれども、それを本当に欲しいんやけどなかなか申請もややこしいということもあったりする人もいるんでないかなと思いますので、僕は、その事業継続応援というんなら町独自のその枠も設けて、要するに相談に乗ってすればいいんじゃないかな。そこは県のところ、国の基準なんかもそうでしたけど、それだけに頼るとそこに入り切らない人たちもいらっしゃるというのはよく聞くことなので、そこはぜひどこかで考えてほしいなと思ってるところです。

○議長（奥野正司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） すみません。もう一つ説明不足で申し訳なかったんですが、県のほうが10万円と申しあげましたが、1か月10万円ですので、1月から9月までのいずれかで対象になれば、50%減少になれば、対象になる月全て6か月、最大60万を限度に支給がされております。国のほうも同じように、対象になる月は全て支給されているというふうに、結構そういうふうな、手厚いかどうかは事業所さんの判断になりますが、精いっぱい応援している状況で、町のほうもやはり飲食店の時短なども始まりましたし、少しでも事業者さんを応援するという形で精いっぱい応援する形で10万円支給させていただくということでございます。

上乘せというふうな説明は申しあげましたが、やはり事業所さんを応援するという永平寺町独自の趣旨でやらせていただきますので、業務量の、少しでも効率化ということで、県の事業、この補助金に該当する場合はそういうふうな振込実績を出していただくという形で進めますが、それに該当しない場合も、目的からいきますと、やはり確認できれば支給するという形で進めたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 誤解があるといけないので、業務の効率化のために県のこれをするのではなしに、県の基準にしっかりとってやるのと、もう一つは、業務を効率化することによって違う商工観光課のところにも人を充てて、より広く対応していくということです。

商工観光課の職員ともよくお話ししてるんですが、飲食店、今本当に大変な状況の中でどういった支援がいいというお話をさせていただいたところ、やはりお客さんがやっぱり戻ってくる、町内の方に使っていただける、こういったことが支援につながるというお話もいただいておりますので、こういう給付も大切かもしれないませんが、そういったことも商工観光課、次の段階に向けて今いろいろなことを検討しておりますので、また皆様のご指導いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） すみません。ちょっともう1回確認ですけど、県の基準をもうちょっとゆっくりと説明してください。

○議長（奥野正司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 今年の1月から9月までのいずれかの1か月が前年

または前々年と比べて50%以上減少した事業所を支援するというもので、1事業所当たり1か月10万円が支給されます。該当になる月、6か月まで50%以上減少している月があれば最大6か月まで、60万円まで請求することができるというふうなものでございます。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） さっきちょっと聞き漏らして、これ確認なんですけど、それで当然、県からのそういう実績に合わせてプラスする。その後ちょっとおっしゃってたのが、県のその実績、漏れるとか、なかなか出せなかった人があった場合でも町独自でそういうふうに、要は50%減になったときには出しますよと、これもプラスアルファでそういう場合もありますよということをおっしゃってたということですね。

○議長（奥野正司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 県のほうで申請がされてない場合でも町のほうで50%減少が確認できれば、県と同じような条件、前年、前々年の50%減少を確認できる資料を出していただければ支給するということになっております。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、建設課関係、29ページ、30ページ、説明書。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、資料の29ページ左側をお願いします。

道路橋梁総務諸経費の委託料でありますけれども、これは5年ごとに交通量調査を実施しておりますが、今回は平成27年度に実施をしております、本来は昨年度に調査を行う予定でございましたけれども、新型コロナウイルスの影響で延期となりまして調査を行うことができませんでした。そこで今年6月末に急遽、国土交通省のほうより今年度秋の実施に向けて準備に着手する旨の連絡が入りましたので、今回、本町が実施します交通量調査7か所分の委託料として36万円の補正をお願いするものであります。この調査につきましては、午前7時から午後7時までの12時間の交通量を調査するものであります。

続きまして、右側をお願いします。

除雪事業の補助金でありますけれども、これは前回、6月議会におきまして除雪車2台分の追加補正をお認めいただいたところでありますけれども、その後、小型除雪車1台分の追加申請がありましたので、今回、追加補正をお願いするものであります。今回この対象となります除雪車でありますけれども、バケット容量が0.6立米でバケット幅が1,690ミリと非常に小型であることから、町内の狭隘道路除雪にはとても有効で力を存分に発揮してくれるものと期待しているところであります。

次に、30ページをお願いします。

住宅管理事務諸経費の工事請負費でありますけれども、こちら松岡の薬師3丁目の東墓地付近にあります旧県営住宅として残っておりまして廃屋を解体するのに必要な撤去整地費といたしまして129万8,000円をお願いするものであります。この物件でありますけれども、木造平家建ての建築面積が49.68平米、約15坪の建物となっております。

以上、建設課の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 30ページの住宅管理費のことでお伺いしたいと思います。

これは旧県営住宅ということなんですけれども、その建物の所有権とか土地の所有権というのは県ではないんですか。誰が所有者になってるんでしょうか。それによって、解体するのも解体費用もその人ということになってくると思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） こちら旧県営住宅につきましては、町のほうに移管されておきまして、建物は町所有になります。土地につきましては、これ個人さんの土地となっております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私が子どもの頃、この県営住宅にはよく遊びに行きました。同級生もいたんで。ただ、それ以後、廃屋状況になっていた時期が随分長かったと思うんですね。ただ、平成の初めの頃じゃないですかね、この裏の山に土砂崩

れがあって手をつけたと思うんですね。そのときに大分その家屋を処分というか撤去したんでないかなと思ったんですが、まだ残っていたということでちょっとびっくりしてます。もう林の中ですから。

そんなことを考えると、こういうことがまだ町内にあるということはないんでしょうね。私らも当然、撤去されて土地が返されているわけですから、そうなっていたと思うんですね。一番遅くまで残っていたのが石舟の県住の跡やったと思うんですけど、そういうことはもうないんでしょうね。どこか山の中に残ってるかということはないんでしょうね。心配。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 私も地元が薬師3丁目なので、これは本当にびっくりしました。本当に残っておりましたので早急に対処したいと思ってるわけなんですけど、この旧県営住宅につきましては、石舟、城東区ですね。ここに1棟あります。中にまだ物が入っているものですから、これが所有者がいるものですから、これを撤去して空になりますと、まだその1棟が残っているという形になります。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） あとほかにも残っているところがあるのなら、そこは少しでも、やっぱり廃屋になって期間がたつほどいろんな意味で迷惑かけることもありますので、できるだけ早く撤去できるような方策も考えてほしいなと思います。以上です。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今の県営住宅の件ですけれども、要は、土地は個人のものということだと借地料が発生していたということになるんですか。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） これたしか借地料が発生していたと思います。これはちょっといま一度確認させてください。間違いがあると駄目なんで。すみません。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 道路除排雪機械の補助事業ですけれども、これ当初予算で1台、6月補正で2台、今回で1台と小型いうか、ちょっと規模の小さいやつですね。申請が多数ということですが、これ申請したらほぼ採択される状況なのか、まだその申請が数多いからチョイスしているのか。今後の見通しとしてさらにまたその補助事業として出てくるのか、状況はどうなんでしょうか。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 今年度につきましては、新たな申請はほかにはもうないと判断しております。当初、もう1社といいますか1台申請の予定はあったんですけれども、正直言いまして、過去に実績がないので、今年新たに機械を買って除雪しますと言ってもちょっとあれなので、うちのリース車を一旦あてがえて1年間除雪作業をしていただいて、そこでその方も判断していただいて、今後引き続き除雪をしていこうという気になれば申請するといった案件はあります。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 町としましては、この補助を使っていただいて、これはいただきますと10年間は除雪をお約束をいただきます。今ほどありましたリース車をあてがってお願いするよりも、中長期的から見ますと、自分で持っていていただきまして除雪していただけるということは町の財政的にもありがたい話ですので、限りはあると思いますが、引き続きこの事業はしていきたいというふうに思っております。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ、建設課関係を終わります。

暫時休憩します。

まだ若干時間はありますが、昼の休みに入りまして13時から再開でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） では、暫時休憩して再開は13時からにします。

（午前11時48分 休憩）

（午後 1時04分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、上下水道課関係、説明書31ページから32ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、上下水道課関係についてご説明いたします。

予算説明書31ページ左側をお願いします。

上水道事業負担金、補正額2,685万円につきましては、昨年度10か月間、町民または町内事業者への生活支援策として実施いたしました上水道料金の基本料金とメーター貸付料を減免する取組を今年度も9月検針分から11月検針分までの3か月実施するための費用でございます。

こちらですけれども、算出根拠といたしました一月当たり895万円ですが、こちら過去1年間の月ごとの契約件数を見ますと、令和3年4月ですが、総契約件数約7,500件ございまして、そのうち基本料金分10立方メートルまでの契約件数が約2,500件、大方約3割の方が今回この期間中上水道料金につきましてはゼロ円、付加しないというような形になっております。

次に、31ページ右側から32ページ左側をお願いいたします。

農業集落排水事業会計繰出金、補正額428万7,000円の減額並びに下水道事業会計繰出金、補正額1,373万8,000円の減額につきましては、両特別会計の当初予算に計上しておりました下水道台帳作成業務の委託料が不要となることから、その額を減額するものでございます。

次に、32ページ右側をお願いいたします。

五領川公共下水道事務組合負担金、補正額1,385万3,000円につきましては、現在、国は、効率的な下水道整備を促進するとともに、下水道事業の経営健全化、効率化等を図る観点から、積極的に2つ以上の団体と事業の広域化、共同化を推進しております。

さきの農業集落排水事業会計及び下水道事業会計の両繰出金の減額の内容になりますが、下水道台帳の電子化を今年度単独事業で整備する予定でございましたが、五領川公共下水道事務組合におきまして今年度、下水道台帳の更新業務を行うことが分かりました。通常、台帳整備電子化につきましては国庫補助事業の対象となりませんが、組合と共同で台帳整備に取り組むことにより補助事業の対象となることが分かりましたので、今回、五領川公共下水道事務組合を事業主体とし、本町整備予定分と併せて発注することから、組合への負担金を増額するものでございます。この共同化の取組により、両特別会計合わせて1,802万5,000円の委託料を計上しておりましたが、交付金の充当及び諸経費の削減が図られ、予算ベースで417万2,000円の減額となっております。

以上、上下水道課関係の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 下水道台帳の整備でそれぞれのやつを五領川公共下水道一本でやるということは、それは非常にいいことで、合理化されるんだろうと思います。

ただ、その計算でいくと、別々にやると確かに諸経費なんかが多くなるとはいえ、一緒にやると440万ぐらいの差が出てるわけですね。それだけ縮小されるわけでしょう。だからそういう大きい差がどうして出てしまうのかなというところはなかなか、入札の仕方が違うのかとかということも含めてどうでしょう。

○議長（奥野正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） 今ほどものご質問ですが、これにつきましては、先ほども申しましたように、国の補助金の充当がございます。また、合同でやることによって国の補助事業の採択を受けられることから、これだけの経費の削減が図られたと。当然、諸経費を合算して直接工事費が大きくなりますので、経費分安くなるということでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） 今のページの32ページの右側でございすけれども、この補正予算について反対するものではございません。この五領川下水道組合の、ちょっと心配なというよりも気がかりなことを私思っていますというのが1点。

今、あそこの職員の方、北さんとかいろいろ優れた方がおられますけれども、スタッフとしてね。あの方たちも40後半か50代だと思っんですわ。私、懸念しているのは、本庁からこの役場の職員が、今までは派遣という形でおられた、行っておられた、勤めておられたということでございますけれども、やはりあの専門職のスーパースターみたいな方々が、何もかもを理解している人が去った後のこと、退職なさったときのことについて、ちょっと私も本庁からもそういった職員の育成というんですか、これを早めに手がけていただいといたほうが、籍を置いたほうがいいと、私は本庁のためになると思っんですけれども、そこら辺は、町長、どのように考えておられるんですかね。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） よその組織の話になりますけど、管理者という立場で参考の

ためにちょっとお答えさせていただきます。

今、プロパーで局長をやっただいておりました、以前は町から派遣をしておりましたが、今はしっかりと、その専門性を大事にしようということで坂井市と話をしまして専属でいます。実は、次の職員をやはり育てていかなければいけないということで、今年度新規採用しましたが、新人の方が入られてすぐといますか、辞められまして、今はそういう専門的な人を派遣という形で今年度1年は来ていただいています。また引き続き新規採用で人材を育成しようということでしております。

それと、もう一つお話をいただいておりますのが、今ありましたインフラの中でこれからより連携を取っていかなければいけないという中で、職員交流を積極的に進めていこうという話も五領川と話しておりますので、そういったいろいろな面で連携、また五領川の専門性を継続していく、こういったことも併せて一緒にいろいろ考えているところです。もちろん坂井市さんとも相談しながらやっているところです。

○議長（奥野正司君） 中村君。

○3番（中村勘太郎君） 積極的にと考えて進めているわけですがけれども、残念ながら新人さんが入られても辞められたとのことで、本当に心配しているところです。

今、町長もおっしゃったように、派遣でと、交流でというようなことで切磋琢磨していい施設にしようというふうなことですけれども、専門職というのを念頭に置いて、やっぱり永平寺町からの職員を育成されたほうがというふうにも、将来のためにいいかなと思うんで、その辺もちょっと念頭に置いといてください。

ありがとうございました。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ、次に永平寺支所関係、33ページを行います。

補足説明を求めます。

支所長。

○上志比支所長（歸山英孝君） それでは、永平寺支所関係の補正予算についてご説明申し上げます。

説明資料33ページをお願いいたします。

老人クラブ運営事業10万7,000円でございますが、これは令和2年度の健康長寿クラブ活動の一部につきまして、コロナウイルスの感染症拡大防止のため

め自粛したことによりまして、事業未執行分に係る令和2年度高齢者地域福祉推進事業補助金の県への返還金として補正をお願いするものでございます。

なお、歳入として、永平寺町健康長寿クラブ連合会より16万円の返還金を変換される予定となっているところでございます。

以上、永平寺支所関連の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ、次に学校教育課関係、説明書34ページを行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） それでは、学校教育課所管につきまして補足説明いたします。

説明書34ページ左側をご覧ください。

部活動地域人材活用事業3万7,000円の増額でございます。昨年度の部活動指導員活用事業の完了実績報告におきまして事業費を実際の支出額より5万6,000円分過大に報告しましたため、補助金が3万7,000円多く交付されることとなりました。

これにつきまして県に報告したところ、返還することとなりましたので、返還金を計上するものでございます。以後、再発防止に努めてまいります。

続きまして、右側、吉野小学校の豊かな体験活動推進事業1万3,000円の増額でございます。吉野小学校では6月30日から7月1日にかけて自然教室を予定しておりましたが、6月24日になって県の緊急事態宣言が発出されましたことにより、急遽日程を延期することとなったため、食事、ピザ作り体験といった食材につきまして1万2,412円のキャンセル料が発生しましたので、これを計上するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ、次に生涯学習課関係、35ページから36ページを行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） それでは、生涯学習課関係の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

予算説明書35ページ左側をお願いいたします。

社会教育総務諸経費、補助金50万円につきましては、外国人芸術家が地域住民と交流しながら地域資源を生かして文化・芸術活動を推進しますふくいArts Center and Residenceプロジェクトの推進に当たりまして、その活動につきまして、50万円を上限として補助をしたいというふうに思い、計上させていただいております。福井県のほうも同名の補助事業を持って、対象経費の2分の1、50万円を上限として補助をしていくことになっておりまして、この事業のステージとなります本町としても、県の交付決定されたものを対象に上限50万円として補助をしていきたいというふうに考えております。

なお、このプロジェクトの活動費としては、実行委員会に対しまして国庫補助380万円の交付が決定しております。

右側の公民館施設管理諸経費につきましては、松岡公民館4階ホールの救助袋について、消防設備点検において不備の指摘を受けましたので、緩降機に入れ替えさせていただくため49万5,000円を計上させていただきました。これにつきましては、公民館のリニューアル工事の際、窓枠が変わりました。そのために救助袋が適切に使用できなくなったということで、昨年度も不備の指摘は受けていたんですけれども、今年度当初予算にでも計上すべきでしたところ見落とししてしまったということで、安全への配慮が不足しておりまして大変申し訳ございませんでした。現在は早期に対応するように心がけておるところでございます。申し訳ございません。

36ページ左側、文化財保護事務諸経費につきましては、埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の際の試掘調査の実施に当たりまして、当初予算にて重機借り上げ委託料として4件分を見込んでおりましたが、既に4件実施をいたしまして今後も申請が見込まれるため、4件分35万円の増額をお願いするものでございます。

右側、文化会館施設管理諸経費、修繕料31万円につきましては、サンサンホ

ールのトイレの上部に位置します空調の冷却ポンプから水漏れが発生しました。その影響でトイレの天井が大きく破損をいたしました。その修繕をさせていただくものでございます。

以上、生涯学習課の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） では、35ページの左側の件について若干お尋ねしたいと思
います。

これはこの前のコロナの中の県大の中でも、文化、芸術については今後必要だ
よということもありました。それから、一応これは国の補助、それから県の補助、
そしてこれの開催が当永平寺町で行われることについては何ら異議もないし、大
変いいことでよかったんじゃないかと思っています。

ただ、これを契機に、それをどのように主体事業を、継続って言うとおかしい
ですけれども、どのように結びつけていくのか。この前の県大のあれの報告にあ
りましたように、それを今度は、これでいくと参加者、今はコロナ禍でなかなか
難しい面もあるかと思えますけれども、今後いろんな形でその芸術的なところ
の一つのきっかけになればいいと思うので、そこら辺りの、ただ一応これがある
ので町が補助するというだけじゃなくて、やはり見通しがあってもいいんじゃない
かなと思いますので、そこら辺りの見解があればお知らせいただきたいのと、
また、今後これをどのように活用していくかというのも含めてまたあればお知ら
せいただきたいと思えます。

○議長（奥野正司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 新しいといいますか新たな取組でございますので、
正直申し上げますと、まだどうなっていくのかというのが、見通しが立たない部
分も若干ございます。ですが、今年度、前にもお話ししましたように、展覧会と
ワークショップを行うというふうなことで、まずはこれをもって町民の皆様、あ
とその他、町外の皆様にも、こういうふうなことを永平寺町が取り組むんだとい
うふうなことをお知らせをしたいと、理解を深めたいというふうに思っています。

当然、今ほど議員さんもおっしゃいましたように、文化・芸術関係の事業が永
平寺町にとって不足しているんじゃないかというご指摘もございますので、この
事業、それに対応するにはとてもいい事業かなというふうに思っていますので、来年

度も引き続きそういった内容のことも含めまして考えていきたいというふうに思っています。

まだ、県とも、実行委員会とも来年度以降について、詳細についてはまだ未定な部分もございます。今は検討中、来年度の予算も今から始まりますので、その辺も含めて検討していきたいと思っておりますけれども、今年度は外国人の方は、レジデンスと、滞在と言っているけれども、コロナ禍もあっても含めてですけれども、滞在する期間はほぼ短いというふうな状態でございますけれども、来年度に当たってはもっと、一定期間滞在していただいて住民の方にも交流をしていただくというふうなこともぜひやっていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） できるできないはあるかと思いますが、今までにも著名人がそういうところに住みついて、またそういうところを、例えば今、国際何とかというのを頑張って続けていらっしゃるそれぞれの、日本国内にたくさんありますので、そういう形になっていくのか、またこのエバレットさんの元に今後そういうような著名人がいろんな形で来ていただくような形、それには予算的なこともあるかと思いますが、ぜひ続けていけたらなと思います。

よく演劇活動の中でも、そこの一つの拠点づくりで毎年そこで開催をやってそれが大々的になっていくとか、そういうふうなことも事例的にはありますので、そういうふうに育っていけば一番いいんじゃないかなと思いますけれども、そこから辺りもぜひ、夢物語でも結構ですので、やはりつくっていくのも必要じゃないかと思いますので、お願いいたします。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ、次に消防本部関係、37ページを行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（坪田 満君） それでは、消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

説明書37ページ左側をお願いいたします。

防災対策推進事業、補正額71万8,000円につきましては、町内14地区、内訳としまして、松岡地区が6地区、永平寺地区が7地区、上志比地区が1地区より、消防ホースや消火栓ハンドル等の消防施設整備補助金を交付するため、補

正をお願いするものでございます。

続きまして、右側をお願いいたします。

非常備消防事務諸経費、補正額64万7,000円につきましては、消防団員の公務災害防止のため救助用半長靴を84足整備するため、補正をお願いするものでございます。この救助用半長靴につきましては212足の整備を計画しております。現在44足の整備が済んでおりまして、今年度84足を整備し、残り84足につきましては次年度以降に整備を計画しております。

また、本整備は令和3年度消防団員安全装備品整備等助成金を活用いたします。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これより総括質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないので、これで質疑を終わります。

議案第68号について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第68号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についての第1審議を終わります。

～日程第2 議案第69号 令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第2、議案第69号、令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について。

これより第1審議を行います。

令和3年度9月補正予算説明書38ページから39ページを行います。

補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） それでは、後期高齢者医療保険の特別会計について補足説明をさせていただきます。

予算説明書39ページをご覧くださいと思います。

後期高齢者医療保険の保険料におきまして、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う保険料の減免について、保険料が一部減額される要件に該当された方の保険料を還付するための予算の増額をお願いするものでございます。

なお、保険料の減額の決定は広域連合が行うもので、還付する保険料の財源につきましても広域連合からの交付金で行うということになります。

今回の補正の還付金の増につきましては、対象者3名の方がおられまして、営業収入が減少された方、給与収入が減少された方が該当します。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 後期高齢者医療保険料の減免ですが、できたら減免の全体像が分かるような資料も何かあるといいなと思うんですが、そういうのも来てるとは思うんですけどね。

○議長（奥野正司君） 資料があればいい？

○4番（金元直栄君） いやいや、内容を説明してほしいということや。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） その減免の内容の説明と申しますと、これかなり個人的なそういう情報にも、特定されるということもありますし、なかなか。

ただ、制度的には減免の要件、例えば前年と比べて10分の3以上所得、収入が減少するとか、1年間の所得が1,000万円以下とか、いろんな様々な要件がございまして、その申請に対して審査した結果、要件に該当するという事で減免がされるということでございます。

個々の案件、実際減免された方の内容的なことというのは、正直言って3名の方という少ない人数ですので、やはりこのところはこういうところでなかなか証言しにくいというのが本音でございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私が知りたかったのは、今3名って聞いて、3名で50万ってすごいなと思っているんですけど。減免の全体の状況、個々の状況が僕何も言ってないです。全体像が分かるように、全体の状況が分かるように件数なんかも含めて示していただければと言ったわけ。だから別に資料を新たに出してくれとかというんでなしに、知ってる情報があればそれを今示してもらって、それでよければ、今の3件で50万ということでもいいんですね。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） まず、これまで減免で還付した方は4名おられます。この3名含めまして4名になります。1名は昨年、令和2年度中に申請決定があったということで、要は歳入の中の戻出のほうでしてますが、今回の3件については令和2年度の方で、要は4月以降に決定をされたということで過年度分の還付ということで、今回、歳出のほうで

ということですよ。

制度的には、令和3年の3月31日までがその申請期限でございました。当然申請されてから審査を受けて、決定が要は4月以降になったということになります。これまでした方は4名で、今回の3名の方については3名で50万円の還付をするということでございまして、今、高いかなという表現がありました、この方は現役世代並みの収入があるということで、当然その保険料が掛かっている。その方の収入が減ったということで還付されたということなので、調定とかそういうことを考えれば、減免の額としては妥当かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 第2審議に付したい案件、内容がございしますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ、お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第69号、令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

～日程第3 議案第70号 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第3、議案第70号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について。

これより第1審議を行います。

令和3年度9月補正予算説明書40ページから41ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、下水道事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

予算説明書41ページをお願いいたします。

さきの一般会計補正予算の際にもご説明いたしましたが、五領川公共下水道事務組合が事業主体となり共同で下水道台帳を整備することから、その費用を一般会計で負担するため、委託料1,373万8,000円を減額するものでございます。なお、併せて一般会計繰入金と同額減額しております。

以上、下水道事業特別会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第70号につきまして、第2審議に付したい案件がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないので、お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第70号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につ

いての第1審議を終わります。

～日程第4 議案第71号 令和3年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第4、議案第71号、令和3年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について。

これより第1審議を行います。

令和3年度9月補正予算説明書42ページから43ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

予算説明書43ページ左側をお願いいたします。

下水道事業特別会計補正予算の説明と同様でございます。当初予算でお認めいただきました下水道台帳作成業務委託料428万7,000円を減額するものがございます。これにつきましても一般会計繰入金と同額減額しております。

以上、農業集落排水特別会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第71号、令和3年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

～日程第5 議案第72号 令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

て～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第5、議案第72号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算について。

これより第1審議を行います。

令和3年度9月補正予算説明書44ページの補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、上水道事業会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

予算説明書44ページをお願いいたします。

上段の水道事業収益、給水収益2,685万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策、町民及び町内事業者への支援として、上水道料金の基本料金及びメーター貸付料を9月検針分から3か月間減免するため、減額するものでございます。

下段の水道事業収益、他会計補助金2,685万円につきましては、感染症対策として減免する水道使用料相当分を補填する一般会計からの補助金でございます。

以上、上水道事業会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第72号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての第1審議を終わります。

～日程第6 議案第73号 損害賠償の額を定めることについて～

～日程第7 議案第74号 損害賠償の額を定めることについて～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第6、議案第73号、損害賠償の額を定めることについてから日程第7、議案第74号、損害賠償の額を定めることについての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第73号、議案第74号、損害賠償の額を定めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

第73号及び74号ともに、公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決をお願いするものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、総務課から説明させていただきます。

まず、議案第73号について説明させていただきます。

事故の概要についてご説明させていただきます。

事故発生日、令和3年7月28日。事故発生場所、永平寺町山王地係。事故の概要ですが、公用車で永平寺町山王地係の店舗駐車場から一般県道牧福島市荒川線の勝山方面へ右折しようとして発進したところ、勝山方面へ走行中の車両の右側後方に接触したものです。事故の種別は物損事故。損害賠償の額は2,715円です。

なお、全額、全国自治協会自動車損害共済により対応いたします。

続きまして、議案第74号についてご説明申し上げます。

事故発生日、令和3年6月20日。事故発生場所、永平寺町松岡薬師1丁目1番地。事故の概要でございますが、公用車で永平寺町松岡薬師1丁目の町道を南進し丁字型の交差点へ進入、左折しようとした際、東進中の軽自動車の助手席側に接触したものでございます。事故の種別は物損事故。損害賠償の額が41万3,698円。

全額、全国自治協会自動車損害共済により対応させていただきます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 議案の審議につきましては、1件ごとに、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

これより第1審議を行います。

日程第6、議案第73号、損害賠償の額を定めることについて、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時44分 休憩）

（午後 1時44分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第73号、損害賠償の額を定めることについての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第74号、損害賠償の額を定めることについて、これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) ないようですから、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 1時46分 休憩)

(午後 1時46分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開します。

本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第74号、損害賠償の額を定めることについての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 1時47分 休憩)

(午後 1時48分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日9月10日から9月16日までを休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、明日9月10日から9月16日までを休会とします。

なお、9月13日は午前9時より総務産業建設常任委員会を、午後1時より教育民生常任委員会を開催します。

9月17日は午前10時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 1時50分 散会)